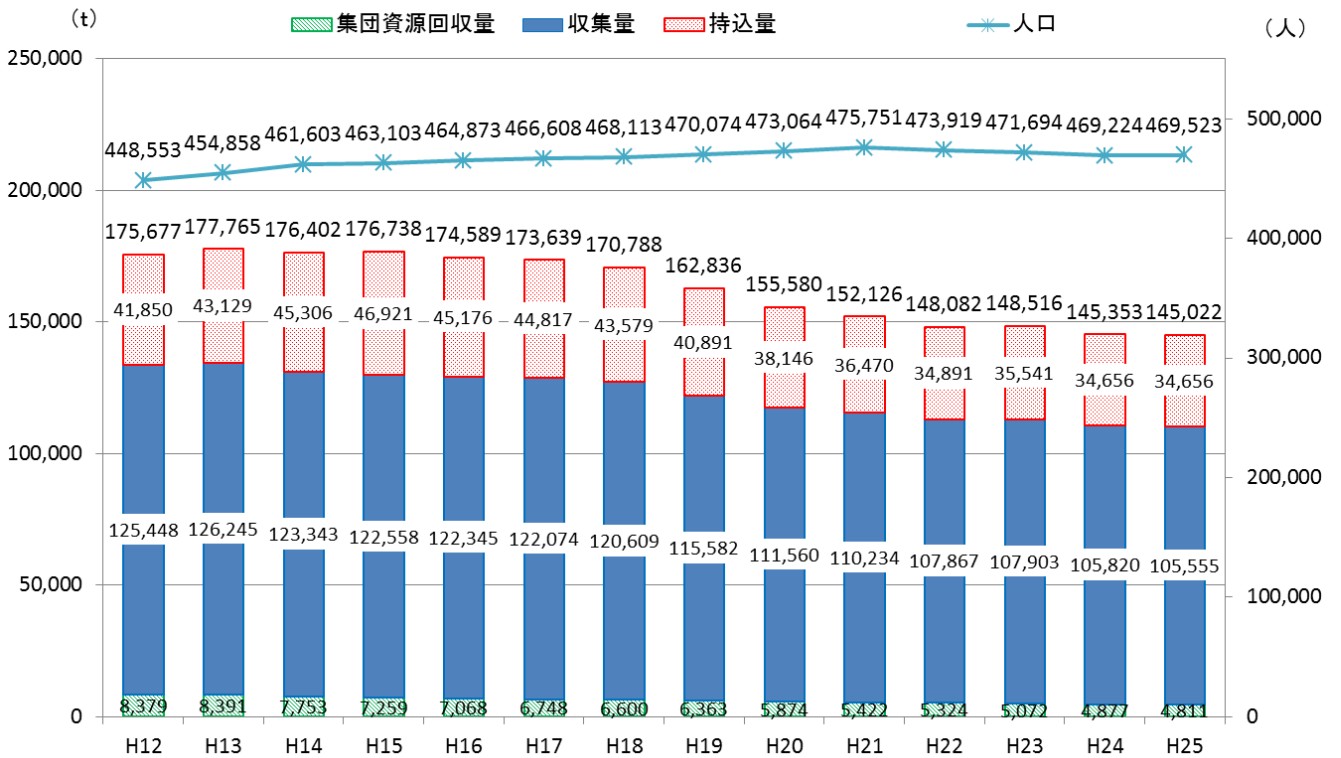


ごみ処理の現状と課題

1 人口とごみ総排出量 ※平成 25 年度は速報値

人口とごみ総排出量の推移

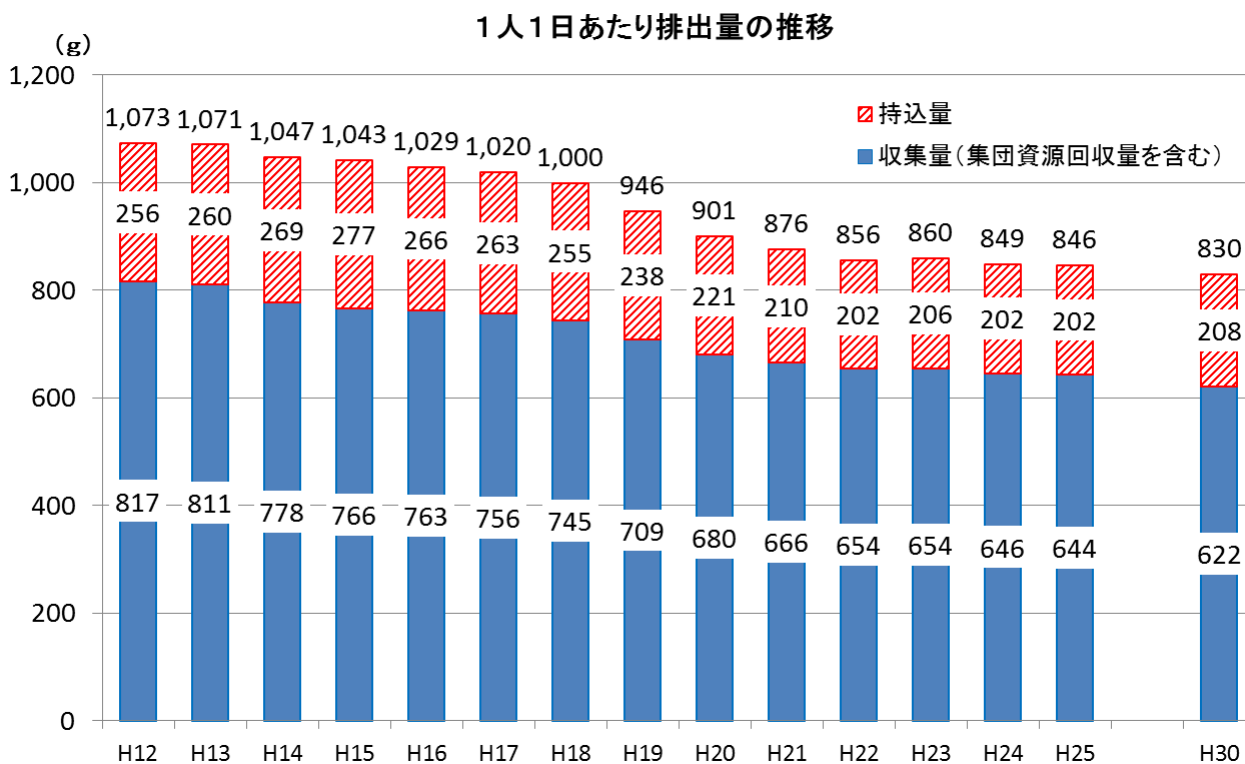


(現状と課題)

- ・総排出量は平成 13 年度と比較して約 18%減少している。
- ・特に 19 年度から 22 年度にかけては、減少幅が大きかったが、23 年度以降は減少が緩やかとなりつつある。
- ・ごみ排出量は景気の動向に左右されることが考えられることから、今後の推移に注意が必要である。

2 数値目標の達成状況 ※平成 25 年度は速報値

(1) 1人1日あたり排出量



※平成 30 年度は目標値

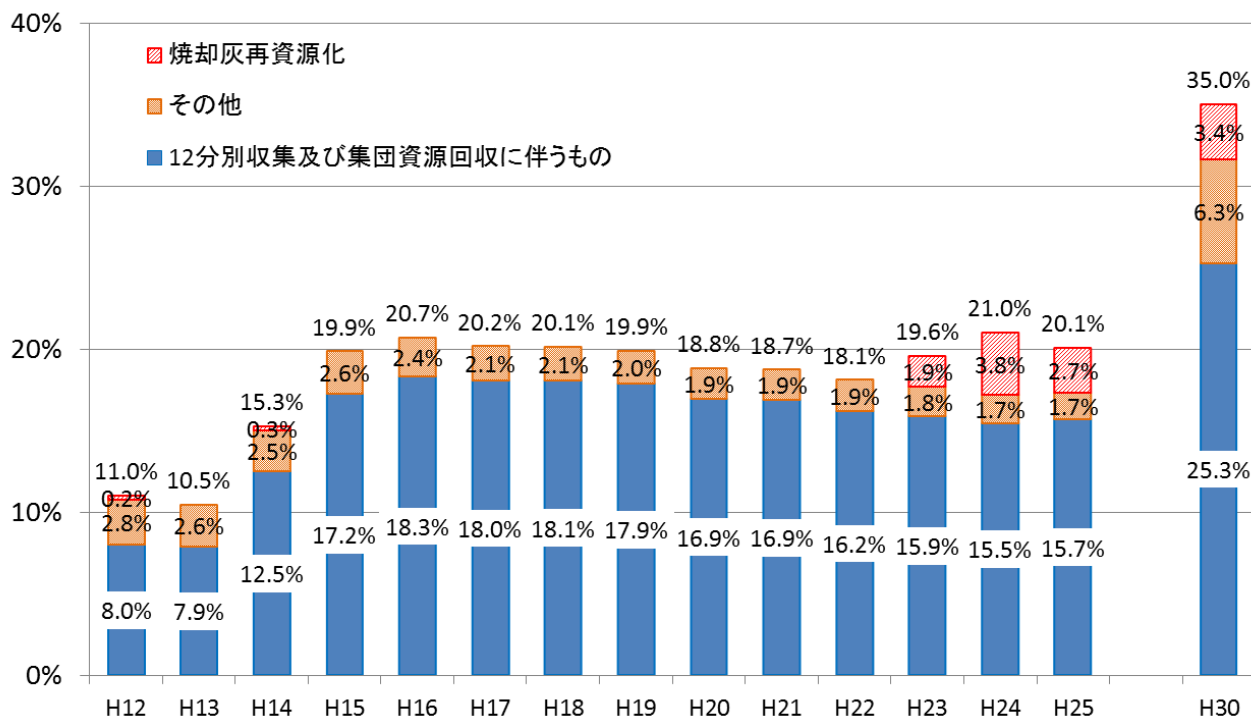
平成 30 年度 目標	平成 19 年度 実績	平成 25 年度 実績 (速報値)	進捗率
830 g 以下	946 g (基準年)	846 g (10.6%減)	86.2%

(現状と課題)

- ・平成 22 年度までは比較的順調に減少していたが、近年は横ばい状態となりつつある。
- ・持込量（主に事業系ごみ）と比べて収集量（家庭系ごみ）の削減割合が少ないため、特に家庭ごみ減量策の強化が必要と考えられる。
- ・ごみ排出量の減少は景気低迷の影響も考えられることから、今後も着実なごみ発生・排出抑制が求められる。

(2) 資源化率

資源化率の推移



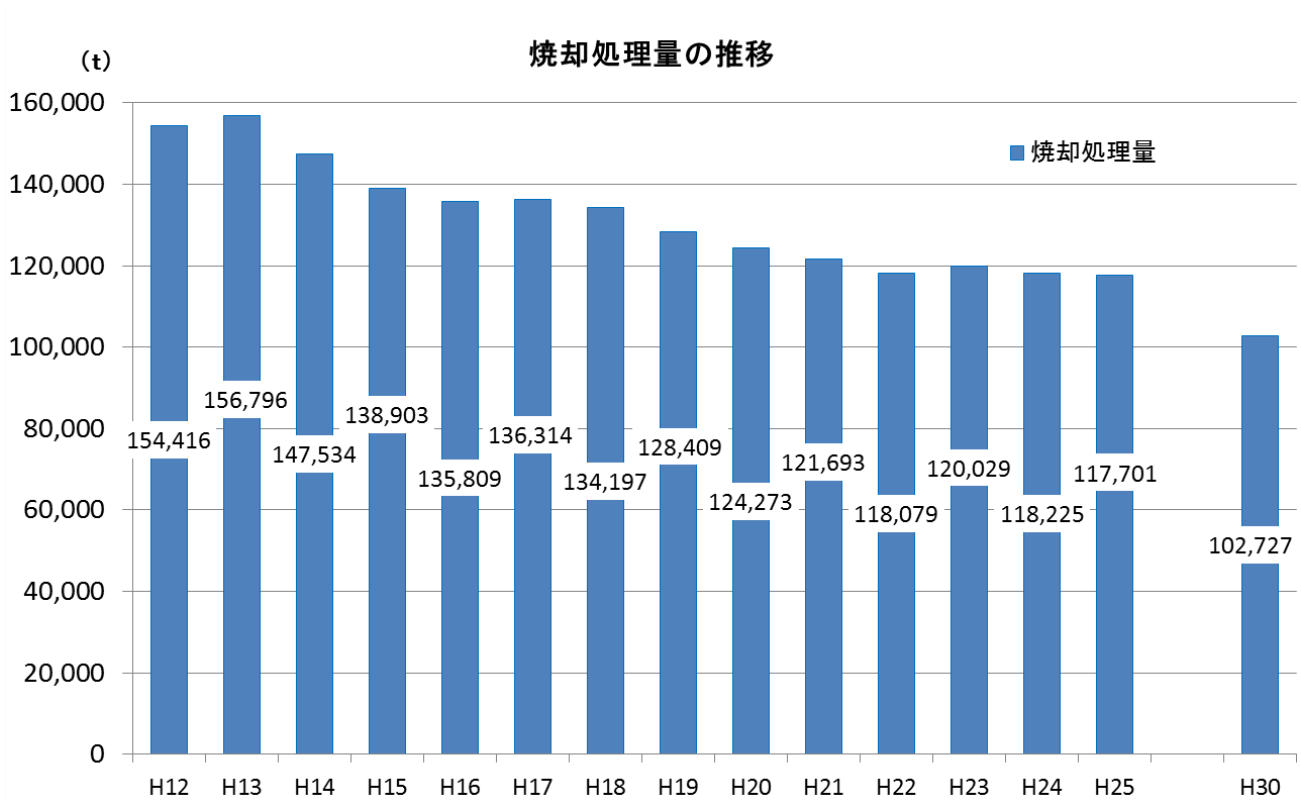
※平成 30 年度は目標値

平成 30 年度 目標	平成 19 年度 実績	平成 25 年度 実績 (速報値)	進捗率
35%以上	19.9% (基準年)	20.1% (0.2ポイント増)	1.3%

(現状と課題)

- ・平成 16 年度以降、資源物の分別収集に伴う資源化率は年々低下している。
- ・資源化率の向上のためには、家庭ごみの 12 分別の徹底を図るとともに、新たな分別・資源化促進策の実施が求められる。
- ・平成 23 年度以降の上昇は焼却灰再資源化の実施による効果によるものであり、資源化率の維持向上のためには、焼却灰再資源化の継続が求められる。
- ・現計画の数値目標は、前計画（平成 14 年 3 月策定）のレベルを継承したものであるが、資源物の発生・排出状況が変化していることも想定されるため、目標値設定の再検討が必要である。

(3) 焼却処理量の推移



※平成30年度は目標値

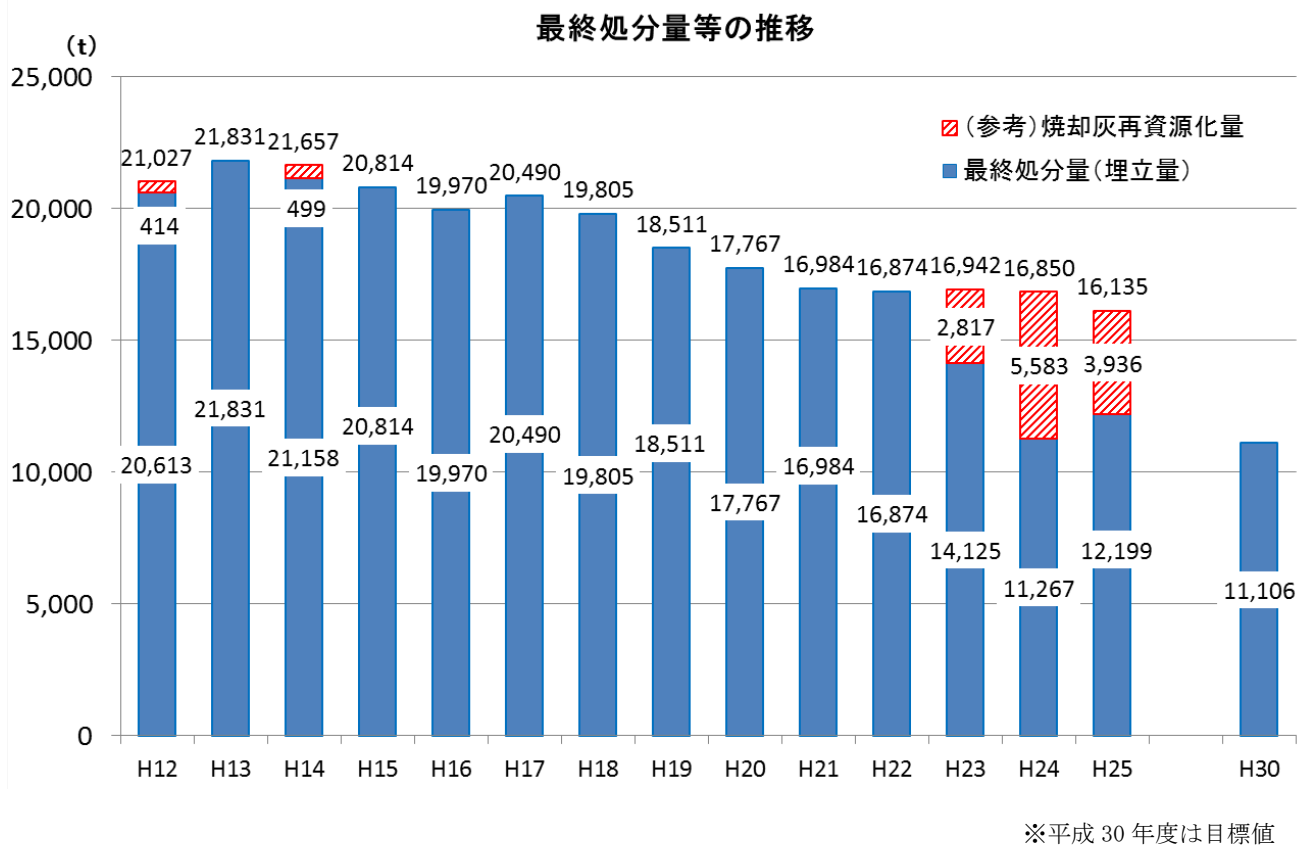
平成30年度 目標	平成19年度 実績	平成25年度 実績(速報値)	進捗率
20%以上削減 (102,727 t 以下)	基準年 (128,409 t)	8.3%削減 (117,701 t)	41.7%

※平成25年度実績にはし尿処理施設から搬入した脱水汚泥の量は含まれていない。

(現状と課題)

- ・平成22年度までは比較的順調に減少していたが、近年は横ばい状態となりつつある。
- ・焼却処理量の削減は、特に燃やすごみ排出量の削減と可燃系資源物の分別排出の成果に大きく左右されることから、今後も着実なごみ減量と分別促進が求められる。

(4) 最終処分量



平成 30 年度 目標	平成 19 年度 実績	平成 25 年度 実績 (速報値)	進捗率
40%以上削減 (11,106 t 以下)	基準年 (18,511 t)	34.1%削減 (12,199 t)	85.2%

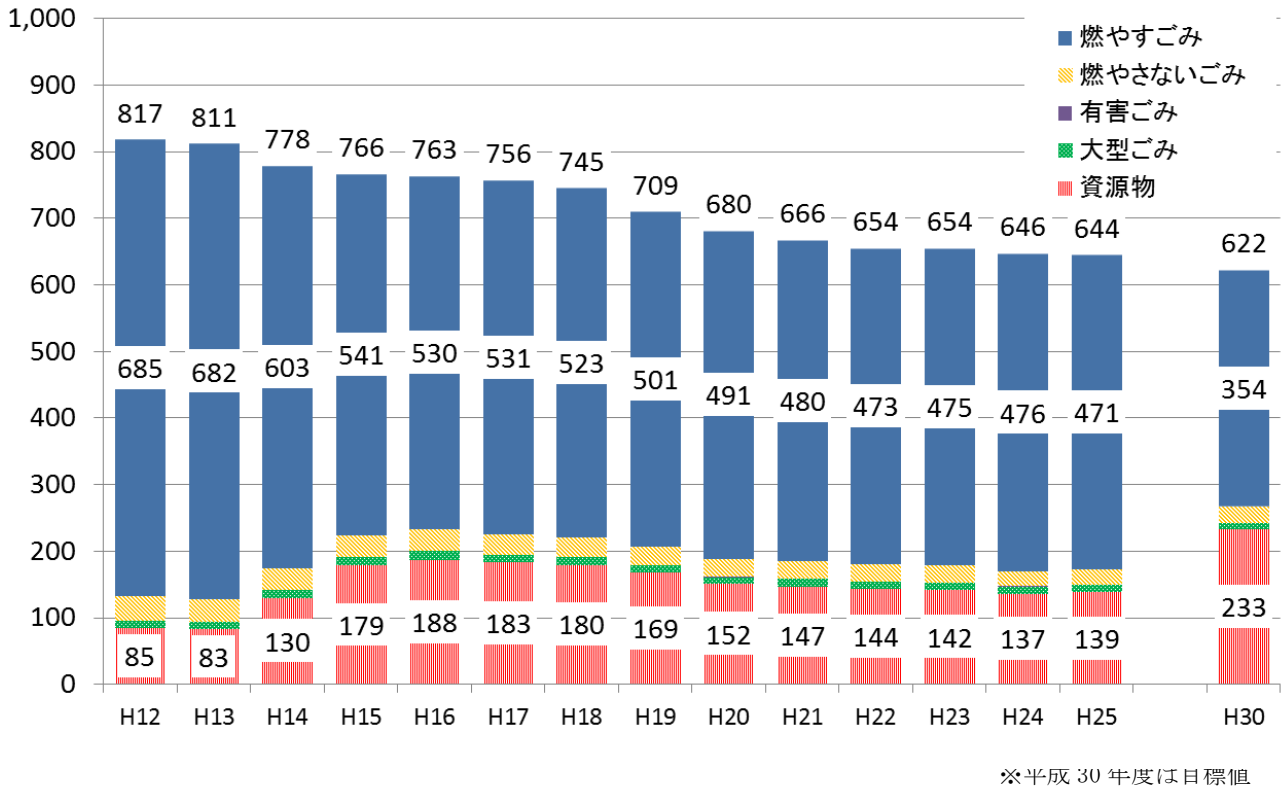
※ 平成 25 年度実績にはし尿処理施設から搬入した脱水汚泥に由来する量を便宜的に含んでいる。

(現状と課題)

- ・平成 23 年度以降、最終処分(埋立)量が大きく減少したのは、焼却灰再資源化の実施によるものであり、焼却灰再資源化の継続が求められる。
- ・一方で、平成 21 年度以降、焼却灰等の発生量そのものは横ばい状態となりつつあり、焼却灰の再資源化に頼らない最終処分量の削減のためには、焼却灰等の残さ発生量の抑制につながるごみ減量・資源化施策が求められる。

(5) 市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標

(g) 市民1人1日あたりの家庭ごみ収集量の推移(集団資源回収量を含む)



平成30年度 目標	平成19年度 実績	平成25年度 実績(速報値)	進捗率
燃やすごみを 150g減量 (約350g)	基準年 (501g)	30g減量 (471g)	20.0%

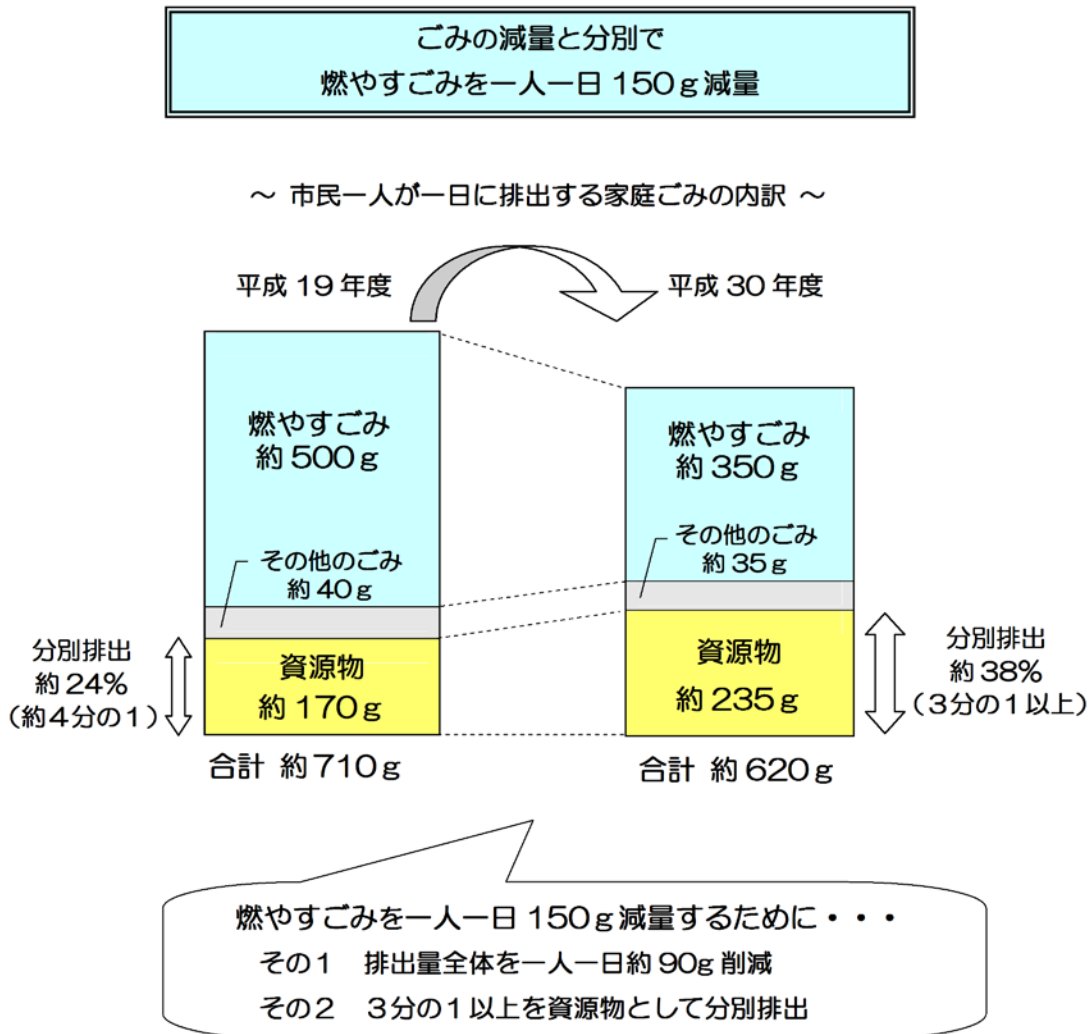
(現状と課題)

- ・家庭ごみ12分別収集の実施前と比較すると、一人一日あたりの燃やすごみ収集量は約3割減少している。
- ・一人一日あたりの排出量全体は減少しているものの、近年は横ばい状態となりつつあり、収集量全体や資源物収集量の減少割合と比べて、燃やすごみの削減が進んでいない。
- ・燃やすごみの削減のため、発生・排出抑制のほか、可燃系資源物の分別促進を目的とした12分別の徹底が求められる。

(参考)

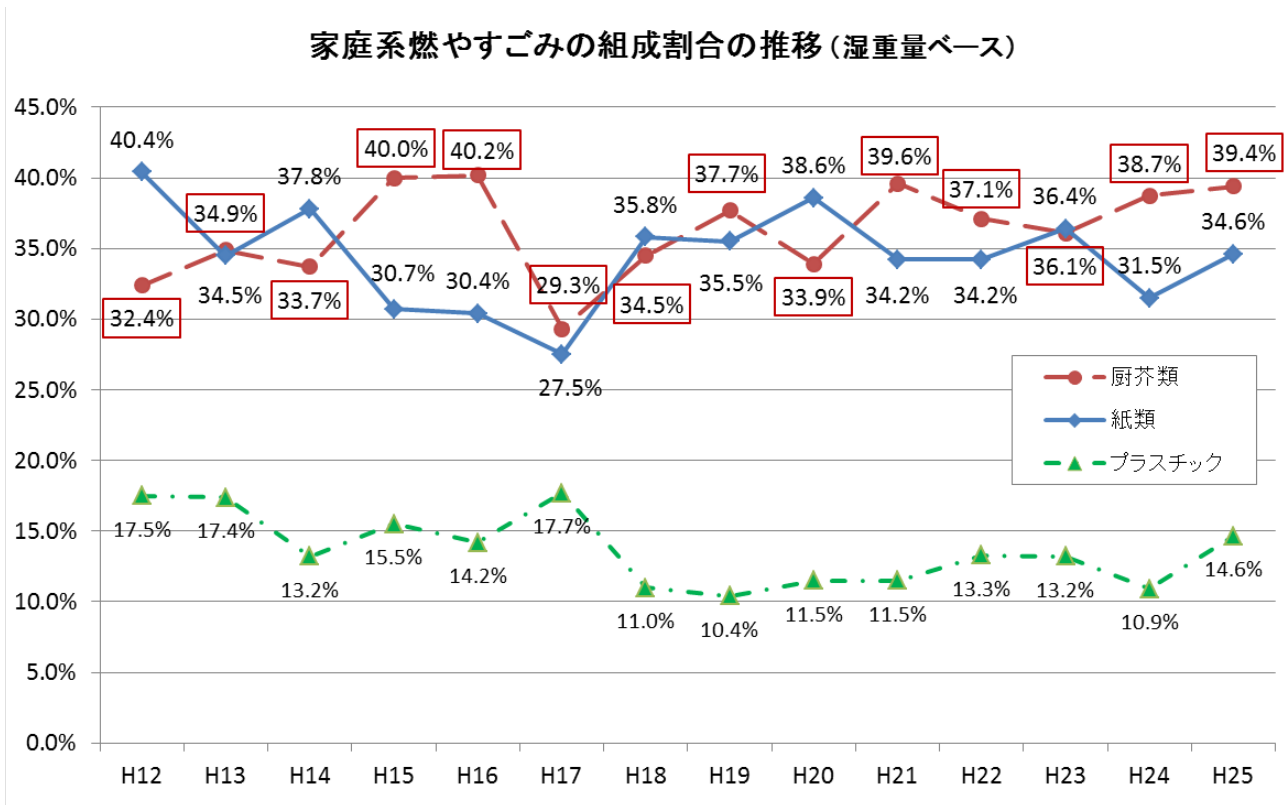
現計画では、前記の4つの数値目標のために、各家庭において、市民一人ひとりに求められる家庭ごみ削減の努力目標を示している。

図 市民一人ひとりの家庭ごみ削減の努力目標



- ※1 ごみ集積所収集、大型ごみの戸別収集、拠点回収及び集団資源回収により収集された家庭ごみ（資源物を含む）の量を示す。クリーンセンターに直接搬入された量は含まない。
- ※2 その他のごみとは、燃やさないごみ、大型ごみ、有害ごみをいう。
- ※3 資源物として分別排出される量には、集団資源回収量を含む。また、将来的に再資源化を計画している生ごみの分別排出量を含む。

3 ごみ組成（家庭ごみ）



（現状と課題）

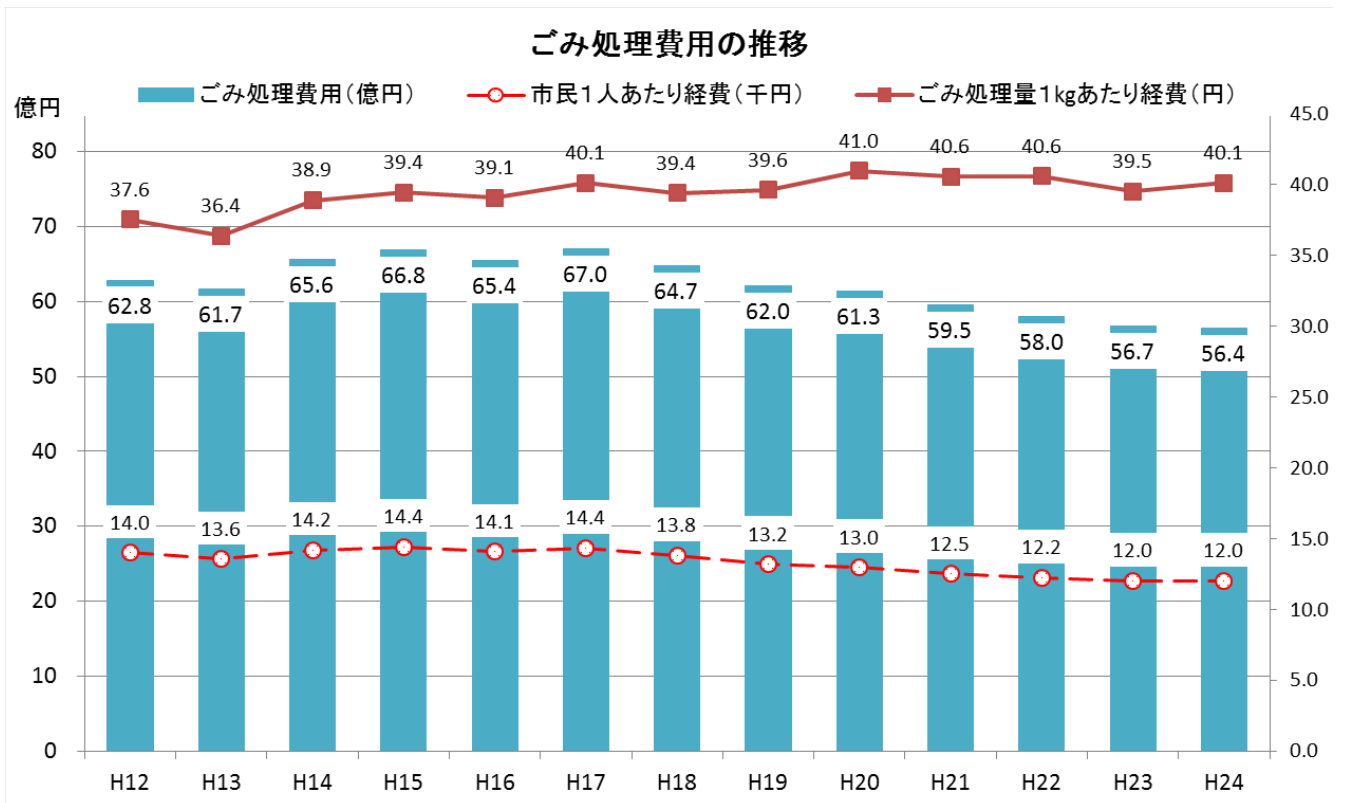
- ・ 厨芥類（生ごみ）、紙類、プラスチック類が全体の約 8 割を占めており、引き続き、これらの品目のごみ減量・資源化対策が重要である。
- ・ 燃やすごみの中には、資源物として分別可能なものも多く含まれており、12 分別の徹底が求められる。
- ・ 組成割合（重量ベース）が最も大きい生ごみは含水量が多い（約 8 割）ことから、排出量の削減や燃焼効率の確保等の観点から、排出前の水切り対策が求められる。
- ・ 燃やさないごみの中に、使用済み小型家電が 15%程度含まれており、分別により高度な再資源化と最終処分量の削減効果が見込まれる。

（小型家電リサイクル事業は平成 25 年度途中より実施中）

4 ごみ処理体制

項目		現 状	課題等
収集運搬		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭系ごみは集積所収集、拠点回収及び集団資源回収による体制 ・平成 24 年 2 月に一部地域で収集曜日を変更するとともに、委託車両数を削減 ・現委託契約は平成 29 年 1 月まで ・事業系ごみは許可業者又は自己搬入 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集効率の確保や分別促進などの観点から、<u>収集体制（収集回数、収集方法等）の見直し</u>が必要と考えられる。
中間処理	クリーンセンター （焼却処理・破砕処理）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 6 年 4 月に稼動後、約 20 年が経過 ・平成 22～25 年度に基幹設備の延命化工事を実施（平成 35 年度まで操業予定） ・1 市 1 工場体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した操業を維持するとともに、計画的な <u>施設更新（建替え等）</u>が必要である。 ・新施設の建設運営には多額に費用を要することから、<u>建設運営コストの節減のために計画処理量の最小化</u>等が求められる。
	ビン・カンの 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の民間施設に委託 ・現委託契約は平成 29 年 1 月まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者と連携を図り、安定した操業の継続が必要である。
	プラスチック製 容器包装類の 中間処理	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の民間施設に委託 ・現委託契約は平成 31 年度末まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量の減少等に対応して、処理効率の確保が求められる。
最終処分等		<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場や焼却灰の再資源化施設を有していない。 ・埋立処分及び再資源化は市外の民間処理施設に委託 ・全国的に最終処分場の残余容量は減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も <u>埋立処分量の削減と焼却灰等の処分先（再資源化を含む）の安定的な確保</u>が必要である。
リサイクルプラザ		<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減のため分庁舎に移転（平成 24 年 4 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数の拡大や事業効率の確保が求められる。 ・庁舎建替えに伴い、新たな移転先の確保等が必要である。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝の再資源化は放射性物質の影響により休止中 ・有害ごみ等は市外の民間処理施設に委託 	

5 ごみ処理経費



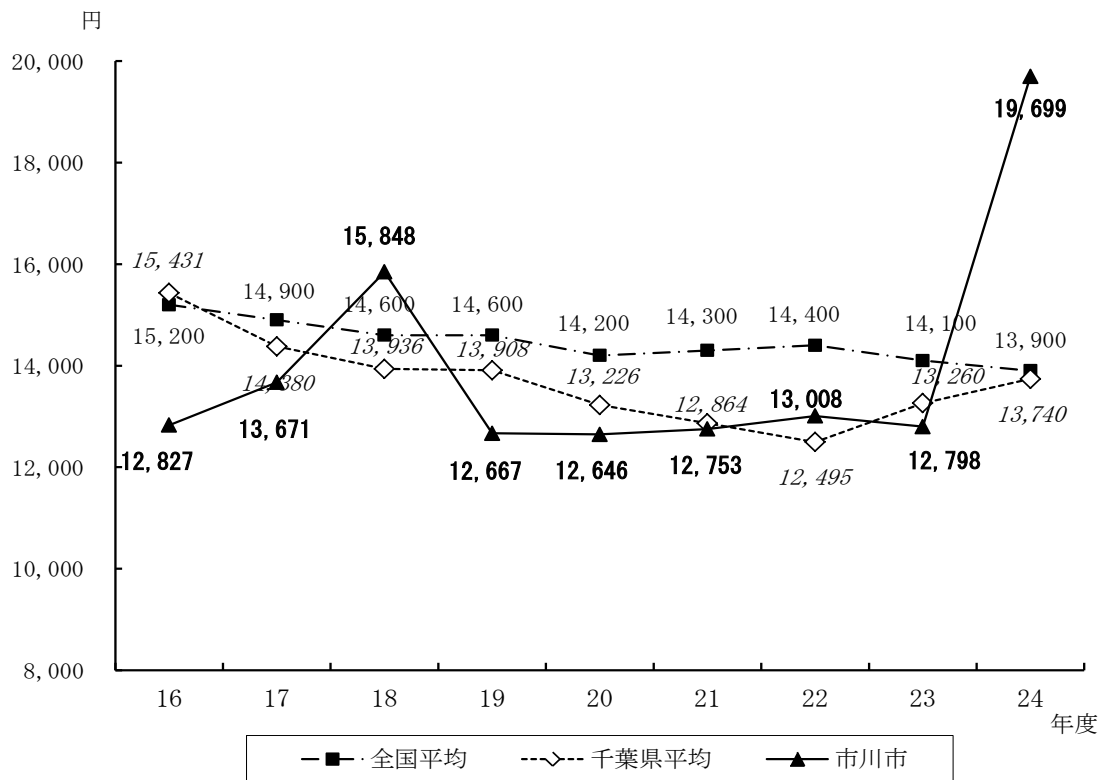
※ごみ処理費用は原価計算対象の経費の合計

原価計算方法は「廃棄物処理事業減価計算の手引き」(昭和57年3月(社)全国都市清掃会議)による。

(現状と課題)

- ・ごみ処理量1kgあたりの経費は微増しているが、ごみ処理量が減少する中でも処理の効率性は全体として維持されている。
- ・ごみ排出量の減少に伴う委託費等の削減、職員数の削減等の効果により、ごみ処理費用の抑制が進んでいる。
- ・今後は、処理効率の維持向上等を図ることにより、一層のごみ処理総費用の削減が求められる。

(参考) 市民1人当たり経費の推移 (全国平均・千葉県平均との比較)



※1 このデータは、環境省が実施している「一般廃棄物処理実態調査」の算出方法に基づいたものであり、本市の原価計算により算出した数値と異なるため、建設改良工事等により一時的に多額の支出があった年度の経費は上昇します。

※2 平成24年度からは外国人人口を含んだ値

■建設改良費を除く1人当たりごみ処理事業経費

平成24年度実績

国平均	12,282 円
県平均	11,885 円
市川市	11,192 円

※環境省の公表データを基に市独自に算出

資源化率の算定方法等について

1 資源化率の算定方法

(算定式) ■ 資源化率 = $\frac{\text{総資源化量 (B)}}{\text{ごみ総排出量 (A)}}$

総排出量・総資源化量の算定対象について

() ごみ総排出量に含まれない	市が処理に直接関与しない 自主的な回収・再利用など 例) ①リユース業者やリサイクルプラザによる引取り ②メーカー等による各種リサイクル法や広域認定制度に基づく回収 (家電4品目、パソコン等) ③販売店による自主的な回収 (空き缶・紙パック・ペットボトル・食品トレイ等の店頭回収、新聞販売店による購読者を対象とした古紙回収、買い替え時の下取り等) ④排出事業者が独自に民間の資源化施設へ搬入した資源物 (古紙、ビン、カン等) ※ ④のうち市の許可業者等が収集・処理に関与したもの (C) (11,904t)		
	ごみ・不要物の発生量	() ごみ総排出量 (A) (145,022t)	市が関与する集団資源回収 (4,811t) 市 (直営・委託) による ごみ収集 (105,555t) 及び 許可業者・排出者による クリーンセンターへのごみ持込 (34,656t)
		総資源化量 (B) (29,089t)	集団資源回収量 (4,811t) 家庭系資源物の 分別収集に伴う資源化量 (17,930t) (紙類、布類、ビン、カン、ペットボトル、プラ製容器包装) その他施設処理に伴う資源化量等 (6,348t) (破砕処理後の鉄・アルミ回収、焼却灰の再資源化など)
		(焼却処理等による減量)	
		最終処分量 (12,199t) (焼却灰、破砕残さの埋立)	

() の数値は平成 25 年度の実績 (速報値)

2 資源化率の目標設定と実績

資源化率の目標値と実績値の内訳の比較

		H19年度実績		H25年度実績 (速報値)		H30年度目標		
人 口		470,074 人		469,523 人		482,700 人(推計)		
1人1日あたり排出量 (排出原単位)		946 g/人日		846 g/人日		830 g/人日		
1人1日あたり家庭系 ・燃やすごみ収集量		501 g/人日		471 g/人日		354 g/人日		
総排出量		162,836t		145,022t		146,234t ※1		
		資源化量	資源化率	資源化量	資源化率 (ア)	資源化量 ※2	資源化率 (イ)	(ア/イ)
家庭系資源物(集団資源物の分別回収を含む)の資源化	ビン	4,275t	2.63%	3,297t	2.27%	3,804t	2.60%	87.4%
	カン	2,183t	1.34%	1,440t	0.99%	1,988t	1.36%	73.0%
	新聞	5,296t	3.25%	3,263t	2.25%	6,861t	4.69%	48.0%
	雑誌	5,645t	3.47%	4,220t	2.91%	7,075t	4.84%	47.1%
	雑がみ	-	-			1,952t	1.33%	
	ダンボール	3,957t	2.43%	4,305t	2.97%	4,329t	2.96%	100.3%
	紙パック	115t	0.07%	104t	0.07%	398t	0.27%	26.3%
	布類	700t	0.43%	530t	0.37%	2,028t	1.39%	26.4%
	ペットボトル	986t	0.61%	665t	0.46%	1,089t	0.74%	61.6%
	プラ容器包装	5,909t	3.63%	4,916t	3.39%	7,426t	5.08%	66.8%
	(12分別 小計)	29,066t	17.85%	22,740t	15.68%	36,950t	25.27%	62.1%
	生ごみ	0t	0.00%	0t	0.00%	4,178t	2.86%	0.0%
	小型家電	0t	0.00%	1t	0.00%	-	-	-
計	29,066t	17.85%	22,741t	15.68%	41,128t	28.12%	55.8%	
事業系資源物の分別に伴う資源化 ※3		213t	0.13%	73t	0.05%	2,059t	1.41%	3.6%
施設資源化	施設回収 ※4	3,100t	1.90%	2,339t	1.61%	3,023t	2.07%	78.0%
	焼却灰再資源化	0t	0.00%	3,936t	2.71%	5,000t	3.42%	79.4%
合 計		32,379t	19.9%	29,089t	20.1%	51,210t	35.0%	57.3%

※1 推計人口と1人1日あたり排出量目標の達成を前提とした計算値

※2 ※1の総排出量を前提とした資源化量の目標値

※3 市が処理に直接関与するものに限る(ビン、カン、古紙等)

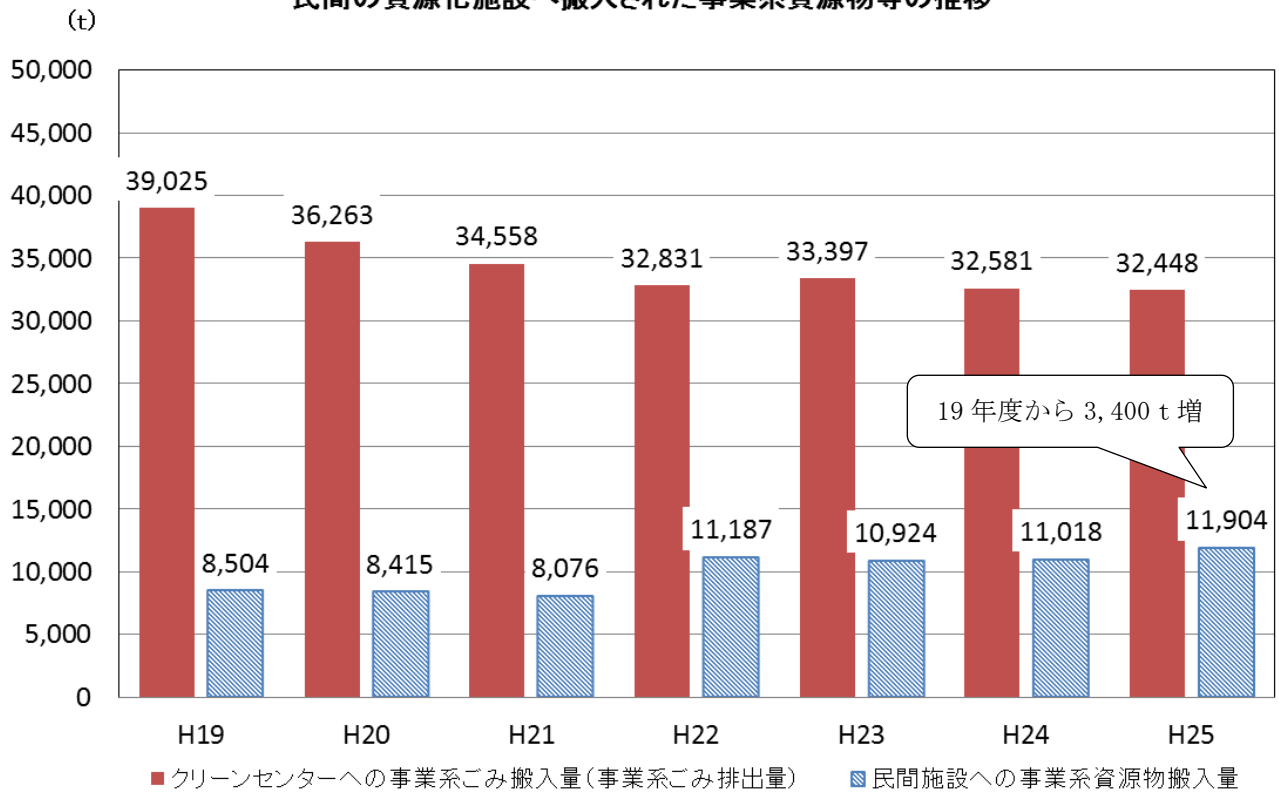
※4 破碎処理に伴う鉄・アルミ回収、剪定枝のチップ化、乾電池・蛍光灯の再資源化委託など

3 資源化率の低迷要因について

項 目		内 容
家庭系資源物の分別収集に伴う資源化	①12 分別収集 ・ 集団資源回収	○資源物の回収量が目標よりも少ない。 (H30 目標：約 37,000 トン、H25 実績：約 22,700 トン) ア) 12 分別が十分に徹底されていない。 (紙類、布類、プラスチック製容器包装類) イ) 資源化対象品目の排出量そのものが減少している。 (ビン、カン、新聞など)
	②生ごみの再資源化	○家庭系生ごみの分別収集による再資源化事業が未実施。 (H30 目標：約 4,200 トン)
事業系資源物の分別に伴う資源化	③事業系資源物の分別収集	○事業系資源物の分別による資源化量が目標よりも少ない。 (H30 目標：約 2,100 トン、H25 実績：73 トン) ※ただし、市が処理に関与しないため資源化率の算定対象外であるが、許可業者等による民間の資源化施設への搬入量は増加しており、実質的には再資源化が進展していると考えられる。 (H25 実績：約 11,900 トン *H19 から 3,400 トン増)
施設資源化	④クリーンセンターにおける施設回収	○原発事故に伴う放射性物質の影響により剪定枝葉の再資源化(チップ化による堆肥原料化)を休止。 (H19 年度実績：634 トン)
	⑤焼却灰再資源化	○焼却灰の再資源化量が目標よりも少ない。 (H30 目標：5,000 トン、H25 実績：約 3,900 トン)

4 民間の資源化施設へ搬入された事業系資源物

民間の資源化施設へ搬入された事業系資源物等の推移



(事業系資源物搬入量等の内訳)

単位: t

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
クリーンセンターへの 事業系ごみ搬入量 (事業系ごみ排出量)	許可業者	34,046	32,224	30,620	29,727	29,992	29,657	29,759
	自己搬入	4,979	4,039	3,938	3,104	3,405	2,924	2,689
	計	39,025	36,263	34,558	32,831	33,397	32,581	32,448
民間の資源化施設へ 搬入された事業系資 源物の量 ※1	ビン	114	87	111	193	152	155	169
	カン	314	234	247	356	319	331	331
	ペットボトル	11	8	10	44	56	97	83
	金属類	128	146	151	114	119	134	184
	ダンボール	7,407	7,398	6,974	9,531	9,066	9,070	9,279
	雑誌等	118	104	95	222	348	283	331
	枝葉等		6	38	124	77	28	30
	ウエス				1	2	4	2
	食品循環資源	411	430	451	601	785	818	1,123
	寝藁						100	103
	RPF原料							269
	計	8,504	8,415	8,076	11,187	10,924	11,018	11,904
合計		47,529	44,678	42,634	44,018	44,321	43,599	44,352
資源化割合		17.9%	18.8%	18.9%	25.4%	24.6%	25.3%	26.8%

※1 許可業者等が収集したことにより市が把握可能な量に限る。

排出事業者自ら運搬したものや専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙、鉄くず、あきビン類等)のみの収集運搬を業とする者が運搬した量は含まれていない。

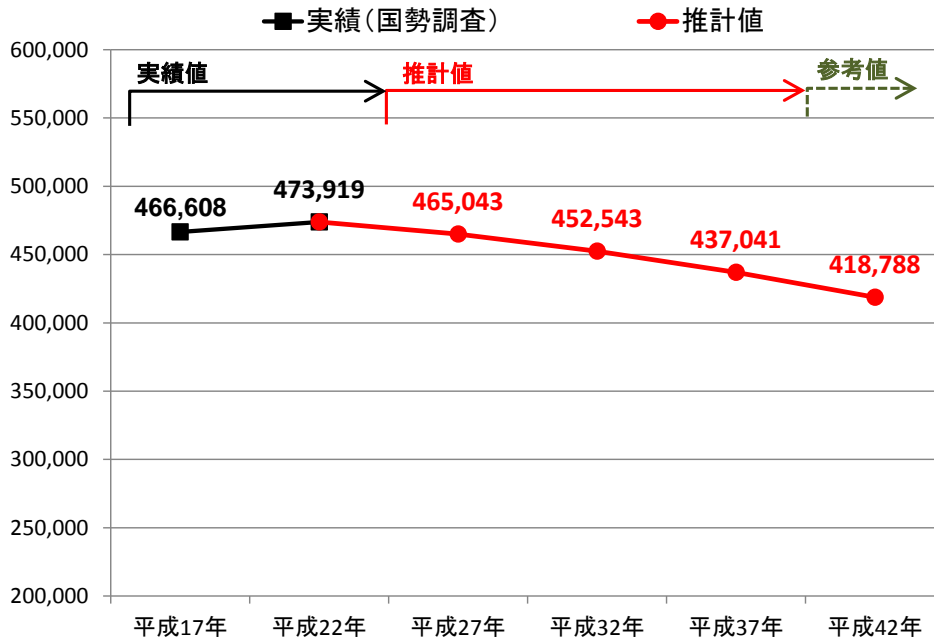
※2 平成25年度の実績は速報値による。

ごみ排出量等の将来推計（トレンド推計・暫定版）

1 将来人口

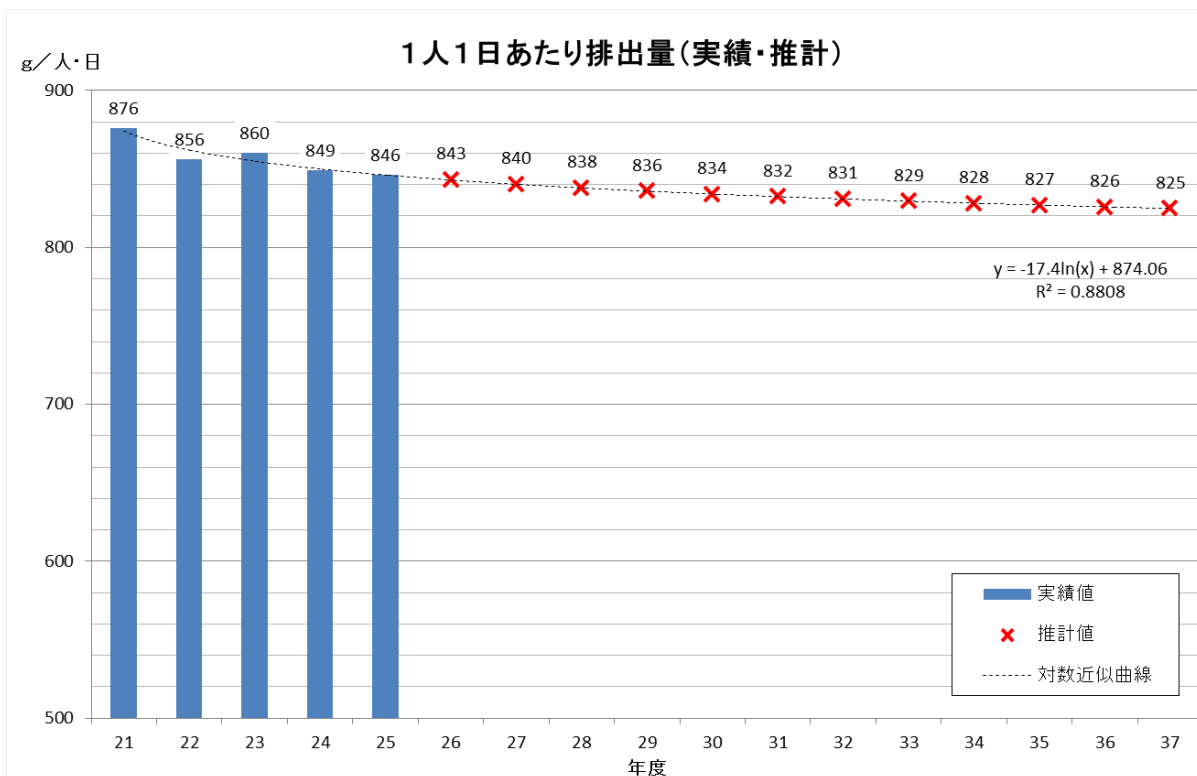
将来人口の推計値は市川市の将来人口推計（平成 24 年度）による。

市川市の将来人口推計（平成 24 年度）



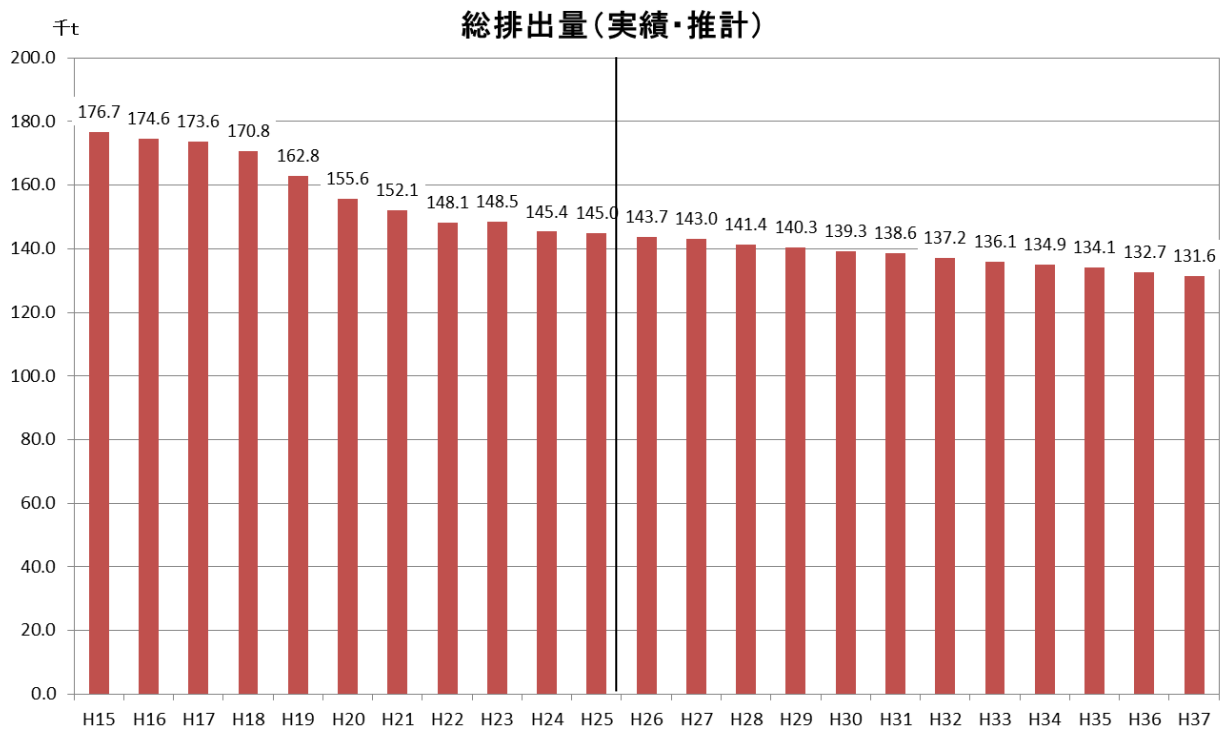
2 1人1日あたり排出量

過去5年間の実績から近似式を用いて1人1日あたり排出量を簡易的に推計した。



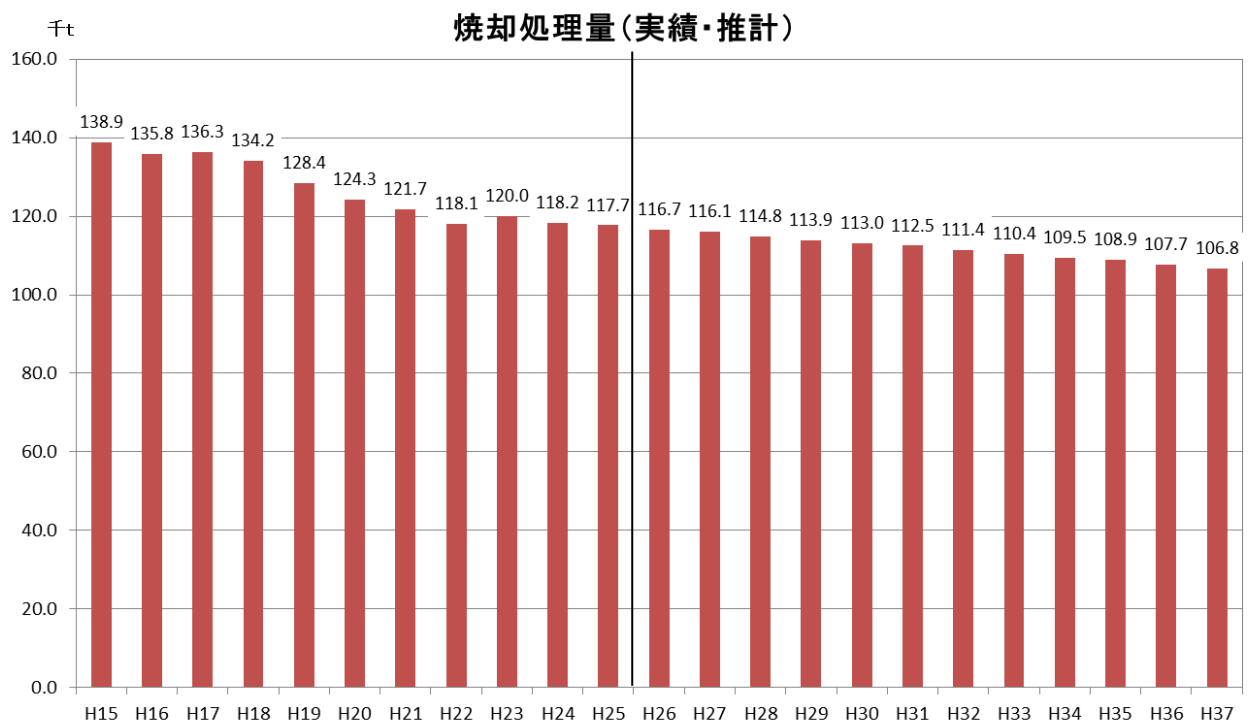
3 総排出量

将来人口と1人1日あたり排出量の推計値から総排出量を推計した。



4 焼却処理量

総排出量の推計値をベースに、排出量が減少した場合でも総排出量に対する焼却処理量の割合に変化がないものと仮定し、焼却処理量を推計した。



計画の改定における基本的な考え方等について（案）

1 ごみ処理を取り巻く状況の変化等への対応について

今回の計画改定にあたっては、現計画の策定時と状況が異なっている面があり、今後のクリーンセンターの施設更新や少子高齢化の進展など、本市のごみ処理行政を取り巻く状況の変化等に適切に対応した計画とする必要がある。

(1) ごみ処理体制の現状（クリーンセンター、最終処分場）

老朽化したクリーンセンターは施設の延命化事業が実施され、平成 35 年度まで操業予定であるが、今後は施設更新に向けた取り組みを進める必要があり、多額の費用を要する次期施設の建設を見据えた計画としていく必要がある。

また、本市は、焼却灰等の最終処分を市外に依存しており、処分先の確保は引き続き厳しい状況が続いていることから、さらなる焼却処理量の削減による残さ発生量の抑制等を通じて、最終処分（埋立）への依存を低減していくことが求められる。

(2) 少子高齢・人口減少社会の進展

本市においても少子高齢化等の影響により、緩やかに増加していた人口が減少に転じ、今後、本格的な少子高齢・人口減少社会に突入することから、人口減少や人口構成の変化がもたらす、ごみの発生・排出状況や財政状況の変化に対応していく必要がある。

(3) 持続可能な社会の実現に向けた社会的要請の高まり等

地球環境の保全に資する持続可能な社会の実現に向けて、取り組みの優先順位の高い 2R（リデュース、リユース）の強化や質の高いリサイクルの推進が求められている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえて、今後も起こりうる大地震等の災害発生時においても、円滑に廃棄物処理を実施できる体制の整備が求められている。

2 計画目標年次について

次期計画の目標年次は、クリーンセンターの施設更新等を見据えて、計画策定（改定）から概ね 10 年後を目途に設定する。

3 計画の基本目標について

(1) 目指すべき将来像

現計画で掲げている目指すべき将来像「資源循環型都市いちかわ」は、本市の基本構想に定めた施策の方向性の一つである「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまちをつくれます」を踏まえて設定したものであり、次期計画においても、引き続き、目指すべき将来像として掲げていく。

(2) 基本方針

現計画では、本市の目指す持続可能な循環型社会の実現に向けた取り組みにあたって、環境への負荷を低減するという「環境保全」の視点を最優先した上で、市民・事業者との「協働」や廃棄物処理における「経済性・安定性」の視点も重視して基本方針を定めているが、

- ア ライフスタイルの変革により、ごみの発生・排出を抑制する
 - イ 分別の徹底などにより、質の高い再資源化を推進する
 - ウ 適正なごみ処理を効率的・安定的に進める
 - エ 市民・事業者・行政が役割と責任を果たし協働して取り組む
- という方向性についても基本的に踏襲した上で基本方針を設定する。

4 数値目標を設定する指標等について

現計画に定めた「一人一日あたり排出量」、「資源化率」、「焼却処理量」、「最終処分量」及び「市民一人が一日に排出する家庭ごみの内訳」に着目した指標については、計画の継続性を確保する観点から、引き続き数値目標を設定する指標として採用するが、必要に応じて、これらを補足する指標を設定し、その推移を確認していく。

5 目標を達成するための施策について

目標を達成するための施策については、次期計画の策定から概ね5年間において、特に重点的に実施すべき施策の内容を明確化していく。

■主な検討事項（案）

（1）さらなるごみの減量・資源化に向けた施策について

ごみの発生・排出抑制と分別の徹底によるリサイクルを推進し、最終処分量の削減やクリーンセンターの建て替え費用の節減にもつなげていくために、どのような手法で市民・事業者への動機付けを図っていくか。

【さらなるごみ減量・資源化に向けた取り組み】

- 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化
- 生ごみの減量（食品ロス削減、水切りなど）
- リユースの促進
- 経済的手法の活用（家庭ごみ有料化など）
- 事業系ごみの減量・資源化対策

（2）その他重点的に取り組むべき事項について

人口減少等に伴い長期的にはごみ排出量が逡減していくものと予想され、また、さらなるごみの減量を進めていくなかで、今後も処理の効率性を確保し、処理に伴う環境負荷の低減と処理費用の節減を図るために、特に家庭ごみの分別収集システムをどのように見直していくか。

【効率的なごみ処理体制の構築に向けた取り組み】

- 分別収集体制の見直し（収集回数、分別区分の見直しなど）

また、ごみの3Rと適正処理を協働で進めていくための前提として、適正な役割・責任分担と公平性の確保が求められるが、排出ルールやマナーを守らない市民・事業者に対して、どのように対応していくか。

【適正排出の確保に向けた取り組み】

- 不適正排出対策の強化（未然防止対策、ルール違反ごみへの対応など）

【参考】 現計画の目標

3-1 目指すべき将来像

本市では、平成12年度に新たな総合計画（「I & Iプラン21 市川市総合計画」）を策定し、その基本構想の中で、まちづくりの目標である将来都市像を「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」と定め、将来都市像を実現するための施策の方向の一つとして「廃棄物の発生を抑制し資源循環型のまち」をつくることを掲げています。

今回の改定においても、引き続き、この「資源循環型都市いちかわ」を目指すべき将来像として掲げ、持続可能な循環型社会づくりを進めていきます。

■目指すべき将来像

資源循環型都市いちかわ

本市では、市の基本構想の理念に基づき、「資源循環型都市いちかわ」の実現に向けて、持続可能な循環型社会づくりに貢献する環境への負荷の少ない廃棄物処理を市民や事業者との協働により推進していきます。

3-2 基本方針

本市の目指す持続可能な循環型社会の実現へ向けた取組みにあたっては、廃棄物の発生抑制や適正処理によって環境への負荷をできる限り低減するという「環境保全」の視点を最優先しますが、目標の達成のためには、行政だけでなく市民や事業者とともに作り上げていくという「協働」の視点と、それに加えて、廃棄物処理や循環的利用における「経済性」や「安定性」を追求するという視点も重要と考えます。

そこで、これらの視点を念頭において、前計画の基本方針を踏まえつつ、本計画では次の4つの基本方針を掲げます。

基本方針1 ライフスタイルの変革を促進しごみの発生を抑制する

可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、市民、事業者及び行政はそれぞれの役割と責任を自覚し、市民一人ひとりの生活や各事業者の活動について、ごみの発生の少ないライフスタイルや事業活動への変革を促進し、ごみの発生を可能な限り抑制していきます。

基本方針2 高品質な循環資源を確保しリサイクルを推進する

資源化率の向上を目指すと同時に、精度の高い徹底した分別により高品質な循環資源を確保することで、リサイクルを推進していきます。

基本方針3 適正なごみ処理を効率的かつ安定的に進める

適正なごみ処理を効率的・経済的に進めるとともに、ごみ処理体制の安定性の確保を図っていきます。

基本方針4 市民・事業者・行政が役割を分担し協働して取り組む

行政がその責務を果たすことはもちろんのこと、市民一人ひとりや各事業者が、それぞれの役割と責任を果たすために行動するとともに、それぞれの能力や特性を活かして、ともに「資源循環型都市いちかわ」をつくり上げていきます。

家庭ごみ有料化について

1. 家庭ごみ有料化の定義

家庭ごみの有料化とは、市町村（市町村の組合を含む。）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分）についての費用の一部若しくは、全部を、ごみの排出者から手数料として徴収する制度を導入することをいう。

2. 国の方針・方向性

平成 17 年 5 月に廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化の推進が明確化された。

3. 有料化の目的

有料化の導入の主な目的としては、

- ① 一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進
- ② 排出量に応じた負担の公平化
- ③ 住民、事業者の意識改革 等があげられる。

4. 有料化施策の位置づけ

廃棄物処理法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけて行うことが適切であるとされている。

5. 有料化の仕組みづくり

- ① 手数料の料金体系
- ② 手数料の料金水準・対象品目
- ③ 手数料の徴収方法、指定袋等の流通体制、販売業者との契約方法
- ④ 手数料の用途の設定
- ⑤ 併用施策の検討（分別収集区分、収集体制の見直し、再使用再資源化促進施策）
- ⑥ 手数料の減免制度（子育て・介護・ボランティア支援、低所得者等）

6. 有料化の課題

- ① 不法投棄・不適正排出対策
- ② 過度な家計負担の回避（減量の受け皿、減免対象等）
- ③ 手数料収入の用途の明確化
- ④ ごみ収集方式の見直し（分別収集区分、収集体制の見直し、集積所管理等）

家庭ごみ有料化実施状況資料

有料化実施状況（平成 26 年 4 月現在）

	県内市区町村数		有料化市区町村数		有料化実施率(%)	
	総数	うち市区	総数	うち市区	総数	うち市区
千葉県	54	37	34	19	63.0	51.4
東京都	62	49	25	21	40.3	42.9
埼玉県	63	40	10	5	15.9	12.5
神奈川県	33	19	3	2	9.1	10.5
南関東	212	145	72	47	34.0	32.4
全国	1,741	813	1,086	450	62.4	55.4

※千葉県の有料化市区数が下記「県内有料化実施状況」と不一致も資料のとおり掲載。

千葉県内有料実施状況（平成 26 年 4 月現在）

円／大袋 1 枚

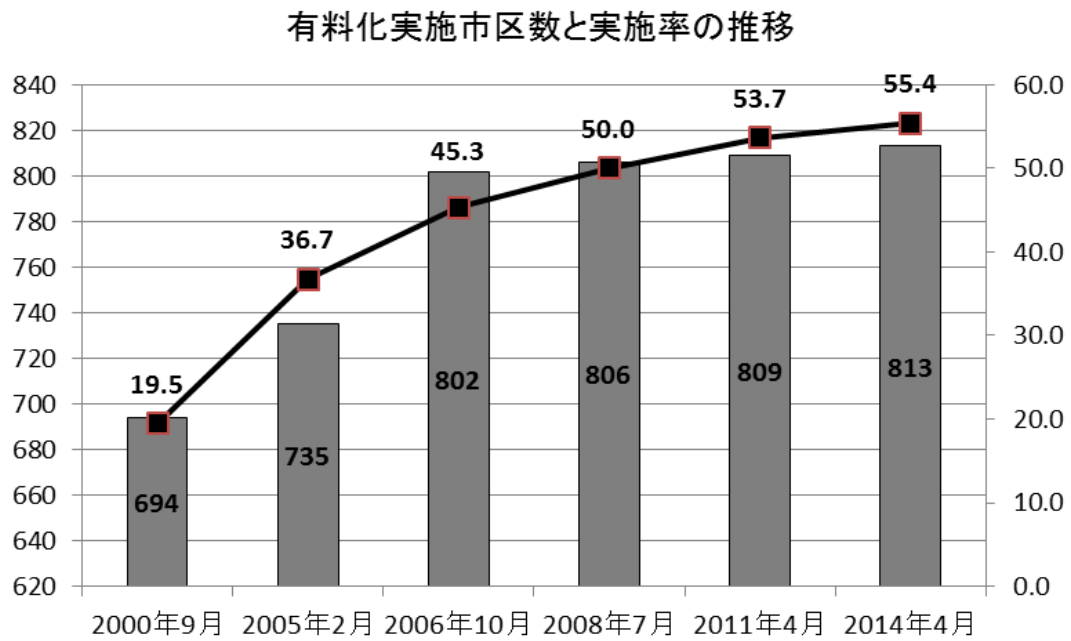
市町村名	開始年月	料金体系	可燃	資源物	減免制
千葉市	2014.2	単純従量制	36		S、V
銚子市	2004.10	単純従量制	30	びん缶 PET プラ 10	V
館山市	2002.7	単純従量制	30		V
木更津市	2004.4	単純従量制	45		V
茂原市	2006.1	単純従量制	65		—
旭市	1973.4	単純従量制	45/30L	びん缶 PET プラ 25/30-45L	S、V
八千代市	2000.7	単純従量制	24		S、V
鴨川市	2004.4	単純従量制	50		V
富津市	1971.4	単純従量制	15	びん缶 PET プラ 15	V
袖ヶ浦市	2001.7	単純従量制	16		V
勝浦市	2008.7	単純従量制	40		V
東金市	2008.7	単純従量制	35		V
匝瑳市	1970.9	単純従量制	40	びん缶 PET プラ 20	S
香取市	2008.10	単純従量制	51		V
南房総市	2006.4*	単純従量制	50		V
山武市	2006.3*	単純従量制	40/30L	びん缶 PET 20/35L	V
いすみ市	2005.12*	単純従量制	50	びん缶 PET 50	V
大網白里市	2009.10*	単純従量制	35		S、V
野田市	1995.4	超過従量制	170		S、V
君津市	2000.10	超過従量制	180		S、V

- 注) 1.可燃ごみ、資源物とも大袋(40-45L)1枚の価格で表記（容量が異なる場合は記載）
 2.減免制欄は社会的配慮(紙おむつを必要とする世帯、経済的に困難な世帯)からの減免措置を S、ボランティア清掃奨励の無料袋・シール配布措置を V と記載
 3.2003 年 4 月以降の町村合併による新市のみ*を開始年月欄に記載
 4.家庭系可燃ごみの定日収集・処理について、市町村に収入をもたらす従量制手数料を徴収する地方自治体を記載

全国市区町村の有料化実施状況

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	813	450	55.4%
町	745	517	69.4%
村	183	119	65.0%
合計	1,741	1,086	62.4%

全国都市の有料化実施率の推移



(調査実施者：東洋大学 山谷修作教授)

第9回循環型社会推進懇談会
(じゅんかんプロジェクト9)
報 告 書

平成26年4月

<はじめに>

循環型社会推進懇談会（呼称：じゅんかんプロジェクト）は、平成13年度に市川市が策定した一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン21」の策定に当たって、市民の意見を計画に取り入れることを目的として設置された市民参加組織です。

14年度からは、基本計画の策定を受けて、一般廃棄物の排出及び適正な処理方策等を市民と共に考え、計画や施策が円滑に実行されるよう市民と行政が意見を出し合い、資源循環型社会の形成を推進していくことを目的とする市民会議として、開催ごとにテーマを変えて進められてきました。

今回は、市川市一般廃棄物処理基本計画「いちかわじゅんかんプラン21」が平成21年度に改定されてから概ね5年が経過することから見直しを図るに当たって、市民の立場からつぎのテーマに沿って議論を行いました。

- テーマ1 市民に求められているごみ減量策の取り組みについて
- テーマ2 家庭でごみを出さない方策について
- テーマ3 ルール違反对策について

また、参加メンバーは、市民・廃棄物処理事業者・資源回収事業者から構成され、様々な立場の目線で考え議論し、提案する事項をとりまとめてこの報告書をつくりました。報告書の名称は、この懇談会が今回で9回目となることから「じゅんかんプロジェクト9報告書」としました。

この報告書が市川市のごみ減量化の施策の一助となれば幸いです。

1. 市川市の廃棄物行政を取り巻く現状について

まず、議論を進めるに当たり、市川市の廃棄物行政を取り巻く現状の把握を行いました。

平成24年5月に国において、第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、最終処分量の削減などの量に対する施策に加え、質にも着目した循環型社会の形成をテーマに、リサイクルより優先順位の高いリデュース・リユースの2Rの取り組みが進む社会経済システムの構築を掲げており、また、小型家電リサイクル法の施行など使用済小型電子機器からの有用貴金属の回収など高度なリサイクルの推進を打ち出し、市川市もこれに対応した事業展開をする必要性があります。

また、市川市のごみ量は、平成14年度の12分別の実施以降、着実に減少傾向にあり、これはごみ処理に対する市民意識が向上した結果、資源物を含めたごみの排出抑制効果が働いたものと考えました。

しかし、近年はごみの減少率が低下し、資源化率も20%前後を推移しほぼ横ばいの状況にあり、ごみの中間処理後の焼却灰等を埋立てる最終処分場を持たない市川市においては、更なるごみの減量策を講じていく必要があると思います。

この様な状況を踏まえて、厳しい財政状況の中で低予算で過去のプロジェクトで提案されていない実現可能な提案を行うためテーマに沿って、議論を進めました。

その結果、参加メンバーから様々な意見・提案・アイデアがだされ、特に重点的に取り組んでいただきたい事項について取りまとめましたので報告いたします。

2. 重点的に取り組んでいただきたい事項

まず、この懇談会に参加したメンバーからの提案やアイデアの中から議論した結果、「市川市一般廃棄物処理基本計画（じゅんかんプラン21）」の改訂に当たり、重点的に取り組んでいただきたい事項についてまとめましたので報告します。

なお、今回のテーマの中で、

- ・市民に求められているごみ減量策の取り組みについて
- ・家庭でごみを出さない方策について

の2点については、重複している点も多いと考えましたので、まとめて提案させていただきます。

【ごみ減量策について】

- 広報いちかわの活用
- ごみ相談窓口の設置
- リユース促進のためのリサイクルプラザの活用
- 環境学習の充実
- 分別種別、収集体制の見直し

【ルール違反对策について】

- ルール違反者に対する罰則等
- 指定袋に入れなくて排出されるごみ対策
- 家庭ごみ集積場所の評価
- じゅんかんパートナー制度の活用

以上9項目について、重点的に取り組んでいただきたい項目として提案させていただきます。詳細は次のとおりです。

■ごみ減量、資源化の啓発活動に対する提案

市川市では、「資源物とごみの分別ガイドブック」や「資源物とごみの分け方・出し方」を作成し、転入時に配布して情報発信していますが、12分別収集や分別の仕方を認識していない市民も少なくないと思います。

また、市民が知りたい情報をタイムリーに発信することが重要であり、また、PRは継続して実施して行くことで徐々に浸透していくと思いますので、広報、チラシ等による啓発活動は単発ではなく継続して行っていくことが大切だと考えます。

その具体策として、つぎのような意見が出されました。

○広報いちかわの活用

- ・1行広告のような形式で、「広報いちかわ」毎号のトップページに啓発文を掲載する。
- ・転入出が多い時期には、家電製品や引越しごみ等の処理方法についての記事、衣替えの時期には布の資源化などの記事など時季に併せたごみ処理方法を掲載する。
- ・クリーンセンターなどにおける不適正排出（ガスボンベ等）による爆発事故の報告などを掲載する。

○ごみ相談窓口の設置

- ・市役所本庁及び、行徳支所にごみ相談窓口を設置し、市民からのごみの相談に対応する。
- ・特に転入者に対しては、市川市の12分別収集やごみ出しルールについて説明を行う。
- ・日頃からごみ問題に接しているじゅんかんパートナー、エコライフ推進員等を非常勤職員として雇用し、その費用は、「ごみ処理システムに対する提案」に記載するごみ収集体制の見直しによる削減額を充てる。

■市民意識の変革のための提案

ごみの減量、資源化を促進するためには、市民ひとりひとりの協力が不可欠です。

また、3Rを進める上で市民の役割は大きく ①必要以上に物を買わない ②使えるものは再利用する ③分別して再資源化する といった意識を持たせることが重要であると考えます。

そのためには、ごみ問題に対する市民の意識を変革する取組を行う必要があります。その具体策としては、つぎの意見が出されました。

○リユース促進のためのリサイクルプラザの活用

- WEBサイトにリユース施設の意義や品物の詳細（価格表示複数写真等）などを載せ、内容の充実を図り、リサイクルプラザに行きたい、利用したいという気にさせる。
- 現施設の物理的な問題はあるが、3Rに関する講習会の開催やリユース情報の提供を拡大する。（現施設に来てもらう方策を考える。）

○環境学習の充実

- 親子でごみ問題を考える機会の提供の拡大
ごみ問題についてのレポート等の募集（小3・4、中1）
優秀なレポート作成者の表彰や広報への掲載を行う。
- 小学校の道徳教育の中で学校周辺の道路清掃等を行い、幼少期からごみ問題についての意識を高める。

■ごみ処理システムに対する提案

現在、市川市のごみ収集回数は、可燃ごみは週3回、その他（大型ごみを除く）は週1回であり、可燃ごみと不燃ごみは指定袋に入れて排出することがルールとなっています。

このシステムを変えることで、ごみの減量を図る意見も出されました。

○分別種別、収集体制の見直し

- 現在の1 2分別収集を見直し、ペットボトルとプラスチック製容器包装類を分け1 3分別とする。
- シュレッダー済みの紙を資源物として追加する。
（禁忌品が混ざらないような啓蒙活動を併せて実施する。）
- 周辺自治体のごみ収集体制やごみ集積場所の現状から可燃ごみを週2回、不燃ごみ・有害ごみは隔週に変更する。（委託経費の削減額をほかのごみ対策の経費に充てる。）

【ルール違反对策について】

■ルール違反ごみの対策に関する提案

現在の「市川市廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する条例」には、ごみ出しルールを守らない市民に対する罰則等がないことから、指定日を守らなかったり、指定袋を使用しないで集積場所に排出されることが多く見受けられます。

市民の不公平感、周辺環境の悪化の防止のためにつぎのような意見が出されました。

○ルール違反者に対する罰則等

- ・ マナー条例にごみに関する違反者への罰則等を追加する。
- ・ 過料を課すことは困難でも条例化し、罰則を設けることで抑止力が働く。
- ・ 家庭ごみ有料化を導入した場合のルール違反对策にもなる。

○指定袋に入れなくて排出されるごみ対策

- ・ 基本的には収集しない。
- ・ 現在の掲示板は、見難い部分もあるので、「収集日・指定袋の種類」を明確に示し、ルール違反をする人に対する注意喚起を促す標語を記載した掲示板やステッカーを作成し、ごみ集積場所に設置する。

■市民意識変革・高揚に関する提案

また、ごみ出しルールの徹底を図るためには、市民ひとりひとりの心がけとごみ集積場所を利用する住民の協力がなければなりません。そのためには、市民のごみに対する意識の変革を促す取組みや競争性を働かせたり高揚を図る取組みが必要となります。

○家庭ごみ集積場所の評価

- 家庭ごみの収集運搬を行っている収集作業員が家庭ごみ集積場所の評価を行い、評価ステッカーを貼付する。
- 良い評価の集積場所や良い評価が多い地域を広報等で写真入りで公表したり、環境清掃のイベントで表彰したりすることで市民意識の高揚を図る。
- また、ごみ問題に功績がある方に対する表彰対象を拡大する。

○じゅんかんパートナー制度の活用

- じゅんかんパートナーの周知、権限等の拡大
じゅんかんパートナーの存在・役割を市民に認識させるとともに責任と権限を拡大し、自治（町）会、ボランティアグループと連携し、ごみのルール違反に対する指導を行う。
- じゅんかんパートナーを増員し、ごみ集積場所の管理強化を図る。

3. その他の提案・アイデアについて

前述した「重点的に取り組んでいただきたい事項」のほかに、今回の懇談会において、「ごみ減量策」「ルール違反対策」について、つぎのような提案等がありましたので報告します。

【ごみ減量策について】

■ごみ減量、資源化の啓発活動に対する提案

○ごみ減量、資源化に係る啓発チラシの作成

- ・資源化の必要性、どのように資源化されるかなどを掲載する。
- ・間違いやすいごみ、資源物についての処理方法を掲載する。
(プラスチック製容器包装類、雑がみ、禁忌品など)
- ・生ごみの水切りについて、焼却時の燃料消費量やコストの差など目に見えるような内容を掲載する。
- ・クリーンセンターで処理できないごみ(注射針等の鋭利なもの、テレビやパソコンなどの排出禁止物)について、受入できない理由や処分方法を掲載する。

○イベントの開催

- ・転入者が多い時期に一月程「12分別徹底キャンペーン」を市役所、大規模商業施設、防災公園等で開催し、12分別徹底のための啓発活動を行う。
- ・12分別だけでなく、「じゅんかんフェア」をイベント型、市民参加型で開催し、多くの人を集め、ごみ減量や12分別や循環型社会形成についての啓発周知活動を行う。
- ・環境フェアや市民まつりだけではなく、多くのイベントに参加して啓発活動を行う。

■市民意識の変革のための提案

○「ごみゼロ・ご近所クリーン作戦の日」の設定

- ・毎月1回、住宅周辺の公園、市道の清掃の日を設定し、ごみ問題の関心を深めるとともに周辺環境を良好なものとして、住みよい街を築く。

○ごみ減量のインセンティブ

- ・ごみ減量による経費削減額の市民への還元
市民にごみ減量に対するモチベーションの誘引策として、花火大会の指定席等を提供する。

■家庭における取組み内容の提案

ごみの約7割が家庭から排出されており、家庭におけるごみ減量の取組みはとても重要です。

また、家庭から排出される可燃ごみのうち、約4割が厨芥類であり、生ごみを減量することで、ごみの全体量を削減できると考えます。生ごみ削減には、水切りが有効ですが、それ以外の対策については、つぎのような意見が出されました。

○生ごみ減量策

- ・冷蔵庫内在庫確認の日の設定、推奨する。(食材の早期消費のため月1回庫内整理を促す、エコカレンダー等の作成)
- ・マンションや集合住宅、複数世帯等が共有地で利用するためのコンポスト容器の利用を奨励する。
- ・市公共施設の花壇脇にコンポスト容器を設置し、周知活動を実施する。
- ・コンポストにスポンサーをつけて、低価格化を図る。

○レジ袋削減策

- ・大手スーパーなどで実施しているレジ袋辞退者への値引きやポイント付与等を一般小売店舗にも拡大する。
- ・ごみ減量資源化協力店の利用促進のため、販売事業者等の取り組み内容、顧客の声なども取り入れたPR活動を行う。

○ペットボトルの削減策

- ・タンブラー、水筒の使用を推奨する。

■ごみ処理システムに対する提案

○家庭ごみの有料化

- ・家庭ごみの有料化については、本懇談会において賛否がわかれましたが、ごみの減量には効果がある。
- ・家庭ごみの有料化を導入した場合、指定袋以外の排出や不法投棄などのルール違反も増加することが予想されるので、その対策も併用する必要がある。（対策については、「ルール違反対策について」に記載）

【ルール違反对策について】

■市民意識変革・高揚に関する提案

○転入者に対する対策

- ・転入者に対し、「資源物とごみの分別ガイドブック」等を配布するほか指定袋のサンプルを渡し説明する。

○市民に対する声かけによる啓発活動

- ・「ごみの巡回パトカー」での適正排出の声かけを行う。
- ・市役所、大型商業施設におけるごみ出しルールの声かけを行う。（じゅんかんパートナー等が12分別や市川市のごみ出しルールについて、知らない人への情報発信を行う。）

○e-モニター制度の活用

- ・e-モニター制度で市民がどういう気持ちで、ごみを捨てているのかなど市民意識調査を実施する。

○自治（町）会への加入促進

- ・自治（町）会の加入率が6割程度と低水準であるので、未加入マンション等の自治会の組織化を促す。

■ルール違反ごみの対策に関する提案

○指定袋に入れなくて排出されるごみ対策

- ・ごみ集積場所を利用する市民が当番制で声かけを行う。
- ・スポンサーを募集し、1年分の資源物、ごみの収集日が示されたカレンダーを作成し、全戸配布する。

<参考資料>

1. プロジェクトメンバー名簿

<じゅんかんプロジェクト9 メンバー名簿>

氏名	備考
浅倉 恂	廃棄物減量等推進員
岩岡 寿美子	エコライフ推進員
永木 恵美子	エコライフ推進員
○ 小野 恒	市民代表
鈴木 俊一	市民代表
斉藤 志都磨	資源回収事業者
富川 晃一	廃棄物処理事業者
◎ 野村 伸弥	廃棄物減量等推進員
菱山 幸子	エコライフ推進員
本多 一之	資源回収事業者
町田 輝章	市民代表

◎：座長 ○：副座長

※本多一之氏は 1～3回目懇談会出席

※斉藤志都磨氏は4～5回目懇談会出席

2. 活動実績

〈じゅんかんプロジェクト9懇談会開催状況〉

回数	日時 (開催時間は午後6時から8時まで)	場所
第1回	平成25年11月26日(火)	市役所本庁舎第4-1委員会室
第2回	平成25年12月20日(金)	市役所本庁舎第6-1委員会室
第3回	平成26年 1月15日(水)	市役所本庁舎第6-1委員会室
第4回	平成26年 2月18日(火)	市役所本庁舎第6-1委員会室
第5回	平成26年 3月18日(火)	市役所本庁舎第1-2委員会室

〈中間処理施設見学会実施内容〉

日時	場所
平成25年12月12日(木) 午後1:00~4:30	日鐵住友物流君津(株)市川リサイクル工場 (株)市川環境エンジニアリング原木事業所 市川市クリーンセンター

市川市ごみ減量・リサイクルに関する市民アンケート調査（案）

日ごろから、市のごみ減量・リサイクル事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、市川市では、「いちかわじゅんかんプラン21（一般廃棄物処理基本計画）」の改訂作業を進めているところですが、計画の策定にあたり、市民のみなさまのごみ減量やリサイクルに関する取り組みなどを、今後の事業の進め方を検討するうえでの参考とさせていただくため、アンケート調査を実施することになりました。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成26年5月 市川市環境清掃部 循環型社会推進課

● 対象者の抽出方法

平成26年5月20日現在で市内在住の20歳以上の方 3,000人を無作為に抽出いたしました。

● 回収方法

同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません）にこのアンケート調査票を入れてご返送願います。なお、アンケート調査票や返信用封筒に住所・氏名の記入は不要です。（回答はすべて統計的に処理し個々の調査票が公表されることはありません。）

● 回答期限

平成26年6月14日（土）までに郵便ポストにご投函ください。

● 記入にあたってのお願い

- 1 封筒の宛名ご本人がご記入ください。ご本人にご記入いただけない場合は、ご家庭の中で普段ごみを取り扱っている方が記入してください。
- 2 設問をよくお読みになり、あなたのお考えにあてはまる選択肢に○や数字を記入してください。

【問い合わせ先】

市川市 環境清掃部循環型社会推進課 計画グループ

〒272-0023

市川市南八幡2丁目18番9号（南八幡分庁舎B棟2階）

電話 047 (320) 3971 FAX 047 (711) 4256

E-mail shigenjyunkan@city.ichikawa.chiba.jp

調査票の回答者についてお聞きします。

F-1 年齢

1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60歳以上

F-2 性別

1. 男性 2. 女性

F-3 回答者を含めたご家族の人数

1. 1人 2. 2人 3. 3人 4. 4人 5. 5人以上

F-4 お住まいの種類

1. 戸建住宅（持家） 2. 戸建住宅（賃貸） 3. 集合住宅（持家）
4. 集合住宅（賃貸） 5. 併用住宅（店舗・事務所等） 6. その他

F-5 お住まいになっている年数

1. 1年未満 2. 1年以上3年未満 3. 3年以上5年未満
4. 5年以上10年未満 5. 10年以上

F-6 お住まいになっている地域

1. **大柏地区**（大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野）
2. **宮久保地区**（宮久保3~6丁目、北方町4丁目、東菅野4・5丁目、下貝塚）
3. **曾谷地区**（曾谷、宮久保1・2丁目、国分1丁目、東国分、稲越町）
4. **国分・国府台地区**（堀之内、北国分、中国分、国府台、国分2~7丁目）
5. **八幡地区**（菅野、平田1・2丁目、須和田1丁目、八幡3丁目、東菅野1~3丁目）
6. **中山地区**（八幡1・2・4~6丁目、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神）
7. **本八幡駅南地区**（南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻1・2丁目）
8. **市川地区**（真間、市川、須和田2丁目）
9. **市川駅南地区**（新田、市川南、平田3・4丁目、大洲、大和田）
10. **信篤地区**（田尻3~5丁目、田尻、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜）
11. **行徳地区**（河原、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、妙典、上妙典、下妙典、富浜、末広、塩焼、宝、幸、入船、日之出、千鳥町、加藤新田、高浜町、塩浜1丁目）
12. **南行徳地区**（押切、行徳駅前、湊、湊新田、香取、欠真間、相之川、新井、広尾、島尻、福栄、新浜、南行徳、塩浜2~4丁目）

ごみの減量やリサイクルに対する考え方・取組状況についてお聞きします。

問1 ごみの減量やリサイクルに関心はありますか。(○は1つです)

1. 非常に関心がある
2. 関心がある
3. あまり関心がない
4. まったく関心がない
5. わからない

問2 ごみの減量やリサイクルについての具体的に取り組んでいることは何ですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

1. 買い物にはマイバックを持参し、レジ袋はできるだけ断る
2. 過剰包装の商品は避けたり、ごみになるものは受け取らない
3. 繰り返し使える容器や詰め替え商品を選んで購入する
4. リサイクル商品やエコマークのついた商品を選んで購入する
5. 買い物は計画的に行い無駄になるものは買わない
6. 調理の際に、できるだけ食べ残しやごみが出ないように工夫している
7. 生ごみは水をよく切って出している
8. 生ごみ処理機やコンポスト容器を使用して生ごみを減量している
9. ごみを出す際に、ごみと資源物の分別収集に協力している
10. リサイクルショップやフリーマーケットを利用している
11. 壊れた物は修理するなどして、できるだけ長持ちさせて使用している
12. スーパーマーケットの店頭回収を利用している
13. 自治会などの集団資源回収に参加している
14. その他
15. 特にない

資源物の排出方法についてお聞きします。

問3 ペットボトルや食品トレーを主にどのように排出していますか。(○は1つです)

1. スーパー等の店頭回収に排出
2. プラスチック製容器包装類として集積場所に排出
3. 資源物として公共施設の資源回収箱や地域の資源回収場所に排出
4. 燃やすごみとして集積場所に排出
5. その他

問4 新聞紙はどのように排出していますか。(○は1つです)

1. 新聞販売店の古紙回収に排出
2. 資源物として集積場所に排出
3. 地域の資源回収場所に排出
4. 燃やすごみとして集積場所に排出
5. その他

問5 紙パックはどのように排出していますか。(○は1つです)

1. スーパー等の店頭回収に排出
2. 資源物として集積場所に排出
3. 地域の資源回収場所に排出
4. 燃やすごみとして集積場所に排出
5. その他

問6 雑がみ(お菓子やティッシュの紙箱、包装紙、紙袋など)はどのように排出していますか。(○は1つです)

1. 雑誌にはさんで資源物として集積場所に排出
2. 紙袋にいれて資源物として集積場所に排出
3. 燃やすごみとして集積場所に排出
4. その他

問7 衣類などの布類はどのように排出していますか。(○は1つです)

1. リサイクルショップ、古着屋などに売却
2. 資源物として集積場所に排出
3. 燃やすごみとして集積場所に排出
4. その他

ごみの収集回数などについてお聞きします。

問8 1週間のごみ袋の使用枚数を教えてください。(※1ヶ月で1枚や2週間に1枚など、1週間では1枚も使わない場合は空欄で構いません。) (数字を記入してください)

①燃やすごみ

指定ごみ袋	45ℓ	30ℓ	20ℓ	15ℓ
使用枚数	枚	枚	枚	枚

②燃やさないごみ

指定ごみ袋	30ℓ	20ℓ	15ℓ
使用枚数	枚	枚	枚

③プラスチック製容器包装類

指定ごみ袋	45ℓ	30ℓ
使用枚数	枚	枚

問9 ごみの収集回数について教えてください。

1から5までのごみの種類別に、現在の収集回数を増やした方が良いのか、減らした方が良いのか、変えなくて良いのかを選び○をつけてください。(○は5つです)

	収集回数を 増やした 方が良い	収集回数を 減らした 方が良い	収集回数を 変えなくて 良い	わからない
1. 燃やすごみ (週に3回収集)				
2. 燃やさない ごみ (週に1回収集)				
3. プラスチック製 容器包装類 (週に1回収集)				
4. 紙類・布類 (週に1回収集)				
5. ビン・缶 (週に1回収集)				

ごみの出し方のルールについてお聞きします。

問10 あなたがごみを出すごみ集積場所では、ごみ出しのルールは守られていますか。
(○は1つです)

1. きちんと守られている
2. だいたい守られている
3. あまり守られていない
4. 守られていない
5. わからない

問11 ルールが守られていない場合、どのようなルール違反ですか。
(該当するものすべてに○をつけてください)

1. ごみが分別されていない
2. ごみを出す時間が守られていない
3. その日に収集するものと違う種類のごみが出されている
4. 指定袋を使っていない
5. 引越しごみが出されている
6. 店舗や事業所のごみが出されている
7. 他の地区の人がごみを出している
8. その他

問12 ルールを守らない人への市の対応として希望するものはどのような対策ですか。
(○は1つです)

1. 啓発の強化
2. 取り残しによる自発的対応の期待
3. ごみ袋を開封し排出者を特定し指導
4. 監視カメラを設置し排出者を特定し指導
5. 条例により罰則を強化し厳格に適用する
6. その他

ごみに関する市からの情報についてお聞きします。

問 13 あなたは市川市のごみに関する情報をどこから得ていますか。

(該当するものすべてに○をつけてください)

1. 広報いちかわ
2. 市のホームページ
3. ごみ分別ガイドブック
4. 資源物とごみの分け方・出し方(チラシ)
5. 自治会の回覧
6. 家族・友人・知人
7. ごみ集積場所の看板
8. その他
9. 特にない

問 14 あなたが知っていることすべてに○をつけてください。

1. 雑がみを雑誌に挟んで排出できる。
2. 平成 26 年 4 月 1 日から雑がみを紙袋に入れて排出できるようになった。
3. 焼却灰を市外で処理している。
4. 燃やすごみの収集日が月・水・金地区はハッピーマンデー(成人の日、海の日、敬老の日、体育の日)も休まず収集していることを知っていますか。

ごみの有料化についてお聞きします。

問 15 市川市ではごみの排出量に応じて費用の負担を求めているため、ごみの減量に努力した人もごみをたくさん出す人も、金銭的な負担に差がありません。(袋代を除く) あなたはどう思いますか。(○は1つです)

1. 不公平だと思う
2. どちらかという不公平だと思う
3. あまり不公平だと思わない
4. 不公平ではない
5. わからない

問 16 あなたは、家庭ごみの処理を有料化して、それぞれの市民が出すごみの量に応じて費用を支払うという考え方についてどう思いますか。(○は1つです)

1. 導入すべき
2. どちらかというくと導入してもよい
3. どちらかというくと導入しない方がよい
4. 導入すべきではない
5. わからない

問 17 仮に家庭ごみの有料化制度を導入するとしたら、どのような点に配慮すべきだと思いますか。(○は3つまでです)

1. 不法投棄が増えないよう対策を行う
2. 有料化による収入の使い道を明らかにする
3. 有料化による効果を明らかにする
4. ごみの減量に努力する人にとって公平な仕組みとする
5. 分別収集の品目を増やしリサイクルを推進する
6. 戸別収集方式を実施する
7. 低所得者に配慮する
8. 子育てや介護をしている世帯に配慮する
9. ごみの減量について生産者や小売店への働きかけを強化する
10. その他
11. わからない

市川市のごみ処理行政についてお聞きします。

問 18 ごみの減量を進めるために有効な施策は何だと思えますか。

(○は3つまでです)

1. 市民に対する情報提供
2. 啓発による市民意識の向上
3. 現在のごみと資源の分別（12分別）の徹底
4. ごみと資源の分別の細分化（分別数を増やす）
5. ごみ収集の回数を減らすこと
6. 家庭ごみの有料化
7. マイバッグ運動の推進
8. レジ袋の有料化
9. スーパーなどの店頭での資源物の回収の拡大
10. 販売者に対する働きかけの強化
11. 集団資源回収の強化
12. 生ごみの資源化
13. 不用品の交換や回収・再生販売の促進
14. その他

問 19 市川市のごみ処理に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入下さい。

平成 25 年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の結果（概要）

【小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業】

環境省では、市町村が中心となった使用済小型家電の回収に関する実証事業の実施を通じて回収体制の構築に必要な支援を行うとともに、法に基づくリサイクルシステムの構築及び改良のための試験研究を行うため、小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業を実施しており、本市は、環境省が公募した「平成 25 年度小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業」への申請が採択されたことから、本事業による支援を受けて使用済小型家電の回収を開始した。

1 回収方法

○拠点回収

市内 22 箇所の公共施設に専用の回収ボックスを設置

＜回収ボックス設置場所＞

本庁舎、行徳支所、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター、南行徳市民センター、メディアパーク市川、リサイクルプラザ、クリーンセンター、中央公民館、鬼高公民館、信篤公民館、東部公民館、柏井公民館、若宮公民館、市川公民館、西部公民館、市川駅南公民館、曾谷公民館、本行徳公民館、幸公民館、南行徳公民館、菅野公民館

○イベント回収

イベント時（いちかわ市民まつり）に専用の回収ボックスを設置



回収ボックス（リサイクルプラザ）



いちかわ市民まつり

2 回収対象品目

次の品目のうち、回収ボックスの投入口（縦 15cm×横 30cm）に入るもの。

- 携帯電話・公衆用 PHS 端末
- 電話機
- デジタルカメラ
- ビデオカメラ
- 携帯音楽プレーヤー（デジタルオーディオプレーヤー、MDプレーヤー、CDプレーヤー）
- ICレコーダー、ポータブルテープレコーダー
- 電子書籍端末
- 電子辞書、電卓
- 電子体温計
- 電気かみそり、電動歯ブラシ
- 小型ゲーム機（携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機）
- カーナビ、ETC車載ユニット、VICSユニット
- これらの附属品（ACアダプタ、充電器、ケーブル類）

3 回収期間

○拠点回収

平成 25 年 11 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日（環境省の実証事業期間は 3 月 10 日まで）

○イベント回収

平成 25 年 11 月 2 日（いちかわ市民まつり）

4 市民等への広報

（主な内容）

- ・報道発表 : 平成 25 年 10 月 10 日
- ・広報いちかわへの掲載 : 平成 25 年 10 月 19 日号（第 1 面）
- ・ホームページへの掲載 : 平成 25 年 10 月 19 日～
- ・メールマガジンの配信 : 平成 25 年 10 月 19 日
- ・広報チラシの自治会回覧 : 平成 25 年 11 月 20 日～
- ・じゅんかんニュースの自治会回覧 : 平成 26 年 3 月 5 日～



広報いちかわ



広報チラシ



5 収集運搬体制等

○収集運搬及び一時保管

回収方法	収集運搬	回収頻度	一時保管
拠点回収	直営	月 1～4 回（回収拠点により異なる）	異物を除去し、分別区分毎にクリーンセンター建屋内に施錠管理して保管
イベント回収	直営	都度	

6 回収量

- 拠点回収 : 5,978 個、1,022kg
- { 1ヶ月当たり : 1,196 個、204.5 kg }
 { 回収拠点1箇所1ヶ月当たり : 54.3 個、9.3 kg }
- イベント回収 : 126 個、34 kg
- 合計 : 6,104 個、1,056 kg

平成25年度使用済小型家電回収量(拠点回収及びイベント回収分)

回収方法	回収期間	①携帯電話・PHS		②その他の回収対象品目		③その他の小型家電		小型家電合計	
		個数(個)	重量(kg)	個数(個)	重量(kg)	個数(個)	重量(kg)	個数(個)	重量(kg)
拠点回収 (ボックス回収)	平成25年11月	387	37.9	1,170	233.0	27	6.7	1,584	277.6
	平成25年12月	288	30.4	842	168.8	408	61.9	1,538	261.1
	平成26年1月	170	18.2	617	144.6	246	30.1	1,033	192.8
	平成26年2月	176	19.0	407	78.1	233	33.4	816	130.4
	平成26年3月	191	21.4	568	108.2	248	30.7	1,007	160.3
	小計	1,212	126.8	3,604	732.6	1,162	162.8	5,978	1,022.3
イベント回収	いちかわ市民まつり (平成25年11月2日)	39	4.3	60	12.7	27	17.1	126	34.1
合計		1,251	131.1	3,664	745.3	1,189	179.9	6,104	1,056.3

(備考) ・回収時に簡易的に計量した結果を集計したものであり、認定事業者への引渡し重量とは一致しない。
 ・端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

7 引渡し先

(株)リーテム (認定事業者)

8 金属回収量

中間処理を経た主な金属の推計回収量は次のとおり

鉄 228 kg、アルミ 32 kg、銅 52 kg、金 49 g、銀 243 g

※環境省の委託業者の調査結果による推計値

9 その他

平成26年2月から大型ごみからのピックアップ回収を開始(実証事業外)

(2ヶ月間の回収量: 21 t)

<平成26年度の取り組み>

- ・拠点回収及びイベント回収により回収した小型家電については、市川市清掃業協同組合へ引渡しを行い、市内の障害者就労施設等と連携したリサイクルの取り組みについて試行)
- ・ピックアップ回収については、大型ごみに加えて、燃やさないごみも対象に実施